

平成 1 1 年 度

預 金 保 険 機 構 年 報



平成 1 2 年 7 月

預 金 保 険 機 構

預金保険機構年報発刊にあたって

預金保険機構の業務につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。当機構の1999年度の活動状況等を取りまとめた同年度預金保険機構年報を発刊するに当り、一言ご挨拶申し上げます。

1971年7月、預金保険機構（以下「当機構」という。）は、我が国に創設された預金保険制度の運用主体（特別法人）として、預金保険法に基づき、政府、日銀、金融界の出資により設立されました。

同制度は、金融機関が破綻した場合に預金（者）を保護する措置をとること等により預金債権の信頼性を高め、信用秩序の維持に資することを目的としていま

す。その方法として発足当初は一定限度（預金者1人当たり100万円以下、のち1,000万円以下）の保険金を支払う方式（いわゆるペイオフ方式）のみでありましたが、1986年に、破綻金融機関にかかわる合併等に資金援助を行なう方式（資金援助方式）が加わりました。

その後1990年代に入ってバブル崩壊に伴う金融機関等の不良債権の累積と破綻等が顕在化するようになり、1996年6月、当機構は、預金保険法の改正等によって、預金（者）保護のセーフティネットであることを基本としながらも、預金等全額保護政策に基づく特例措置（ペイオフコストを超える特別資金援助等）や旧住専等の不良債権回収等の新しい業務を付与され、その役割・業務内容は拡大するとともに、組織・人容等も抜本的に拡充して面目を一新いたしました。いわゆる「新生」預金保険機構として再スタートを切ることとなったのです。私が就任したのは、まさにこのときでありました。

しかし、当機構の改革はそれに止まるものではありませんでした。「新生預保」発足後においても、我が国金融システムを巡る状況は一段と厳しさを加え、大型金融機関の破綻が続出するなど、その再生と安定を図ることが、国政上喫緊の重要課題となったこと等から、1997年の預金保険法改正、1998年のいわゆる金融再生法、健全化法の制定など数次にわたる関係法令の改廃等が続き、その都度、当機構が担うべき役割・業務内容はさらに一段と拡大し（この間、当機構法令集の改編は5回に及んだ程です。）、現在、当機構は破綻処理等を中心とする



理事長 松田 昇

金融行政の運用主体として、のちに述べる4つの分野を中心にその重要な一翼を占めるに至っております。

一方、このような業務の量的拡大や重要性の増大等は、組織・人員面においても顕著な変革をもたらしました。「新生預保」以前の一事務局（総勢16名）体制から数次の変遷を経て、現在は、理事長、4理事、6部1分室（総務部、金融再生部、預金保険部、特別業務部、大阪預金保険部、大阪特別業務部、札幌分室）の体制へと拡充しており、定員も358名となっております。また、破綻処理に伴う公的資金（交付国債）の投入などによって、当機構の公的性格がより鮮明となるにつれ、運営委員会委員にノンバンカー（有識者）3名の就任、責任解明委員会や買取価格審査会の設置など、公平・中立な運営を目指しての自己改革にも取り組んで参りました。

さて、当機構の具体的な業務内容は、現在のところ、シンボルマークの4片のスクリーンが示すように、①金融機関の破綻処理（預保法上の資金援助等）の分野、②不良債権回収の分野、③責任追及の分野、④金融整理管財人業務や資本増強業務等を含む金融再生・健全化の分野の4つに大別されます。

これ迄の各分野における実績の概要を振り返りますと、①の資金援助では、既に預金者等保護のための金銭贈与が大型案件（旧長銀、旧北拓銀行等）の処理もあって合計約9兆8,319億円（うち交付国債使用約4兆7,901億円）となり、一方不良債権買取は約4兆4,069億円となっています。②の不良債権回収では、当機構の子会社で回収専門機関であるRCC（整理回収機構）が当機構の指導等のもとで、旧住専分として約2兆1,061億円（45.2%回収）、RCB分として約1兆3,365億円（38.3%回収）を回収するという実績を挙げ、他方、当機構は独自に財産調査権を発動して隠匿資産を約3,780億円も発見して回収を支援するなど、一体となってその回収に努めています。③の責任追及では、RCCと連携し、あるいは後記④の金融整理管財人として、これ迄に破綻金融機関経営者に対しては、44名を刑事告発し、民事損害賠償としては152名に対し、合計約496億の賠償を提訴したほか、回収妨害等の違法事案については、153件307名を告発しました。④の金融再生・健全化関係では、特別公的管理銀行2行（旧長銀、旧日債銀）の株主となる等して、その経営や処理に関与し、また、金融整理管財人としては5銀行、1信用金庫の経営管理・受皿探し等の再生業務を担っております。他方、健全化法等による銀行に対する資本増強は、合計で延べ43行、約9兆8,498億となっています。

以上のとおり、当機構はどの年度、どの分野においてもフル回転で活動してきたのでありますが、とりわけ1999年度は、4つの分野でそれぞれ特記すべき年度であり、得た経験も貴

重でありました。その詳細は当年報をご覧いただきたいと存じます。

そして私は、２０００年度においても、引き続きこの４片のスクリューが一体となって、我が国金融システムの安定と再生に向け推進するよう心掛けていきたいと思っています。

ところで、このたびの預金保険法の改正（２０００年５月）等により、当機構は２００１年４月以降新たに多様な役割を担うことになりました。

このことは、取りも直さず、当機構の役職員による地道な努力が社会に認容され、当機構に対する国民の期待が一段と高いものとなりつつあることを示すものと受けとめておりますが、新法令によって、当機構が果たすべき役割・業務は多種多様であり、その適正な執行を期するために実務上準備、解決をしておかなければならない課題も少なくありません。例えばペイオフ凍結解除等に向けたシステムの再構築をはじめ、新スキームへの対応には、当機構挙げての取り組みが必要・不可欠であります。本格的な取り組みへの助走は既に始まっております。

さて、私は「新生預保」発足以来、当機構の理事長を勤めておりますが、当機構は司法、行政の各省庁、日銀、金融界、公認会計士、不動産業界などの出身者（出向が大半）によって構成されており、官民合同の幅広い「横断的な専門家集団」であることがその特色であると考えております。そして私は就任以来、その特色を最大限活かしつつ、個々の士気、責任感、スキル等のより一層の結集を目指して、「衆知を集めてプラス１」を当機構運営のモットーといたしております。引き続きその姿勢を保持し、役職員一致協力して、当機構に課せられた重大な社会的使命の達成に努力する所存であります。

最後に、当機構への一層のご理解とご支援をお願い申し上げ、同時に、本年報がその一助となることを強く願って、ご挨拶といたします。

平成 12 年 7 月

預金保険機構理事長 松 田 昇

目 次

I. 組織の概要

1. 法人格、出資金	1
2. 運営委員会	1
3. 責任解明委員会	1
4. 買取価格審査会	2
5. 組織改正	2
6. 各部の業務	4

II. 平成11年度の業務概況

1. 概況

(1)平成11年度中の金融・経済動向	7
(2)預金保険法に基づく資金援助発動状況の概要	7
(3)金融機能再生法に基づく破綻処理等の概要	8
(4)早期健全化法に基づく資本増強の概要	13
(5)財産調査権と調査実績	14
(6)責任追及の概要	16
(7)資金調達の概要	17

2. 整理回収機構の回収実績等

(1)住管機構と整理回収銀行との統合	18
(2)債権回収実績等	18
(3)不動産の管理・処分実績等	19

3. 財務状況

(1)一般勘定	21
(2)特例業務勘定	21
(3)金融再生勘定	22
(4)金融機能早期健全化勘定	22
(5)特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定	23

第1表 平成11事業年度損益	24
第2表 貸借対照表及び損益計算書	
(一般勘定)	25
(特例業務勘定)	26
(金融再生勘定)	28
(金融機能早期健全化勘定)	29
(特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定)	30

III. 預金保険法等改正の概要

1. 預金保険法等改正の目的	31
2. 預金保険法等改正の概要	32

IV. 資料編

1. 預金保険制度の概要	40
2. 預金保険制度の拡充・整備経過	48
3. 協定銀行、特定協定銀行及び住専処理に関する特例措置の 拡充・整備経過	50
4. 平成11年度中の主な出来事	51
5. 責任追及体制	55
6. 告訴・告発状況一覧表	56
7. 民事責任追及状況（提訴・調停分）	57
8. 資金援助の実績	58
9. 資金援助スキーム図（平成11年度中）	65
10. 預金保険機構と整理回収機構の回収業務の関係（概要）	66
11. 整理回収機構の回収実績	67
12. 金融機能再生法による金融機関の破綻等処理のスキーム	68
13. 早期健全化法による金融機関等の資本増強スキーム	71
14. 早期健全化法等に基づく資本増強一覧	
第1表 早期健全化法に基づく資本増強一覧	72
第2表 金融機能安定化法に基づく資本増強一覧	73
15. 預金保険機構における資金調達の概要（12年度）	74

16. 運営委員会の開催状況（平成11年度中）	76
17. 運営委員、役員等一覧	78
18. 統計資料	
第1表 年度別収支状況	80
第2表 被保険預金残高と責任準備金の推移	81
第3表 業態別被保険預金残高の推移	82
第4表 預金保険対象金融機関数の推移	84
19. 預金保険機構の役職別定員の推移	85
20. 預金保険機構組織図投稿者 （平成12年3月31日現在）及び（平成12年4月1日現在）	86

I．組織の概要

1．法人格、出資金

預金保険機構（以下「機構」という。）は、預金保険制度の運営のため、預金保険法に基づき昭和46年7月1日に設立された特別法人である。

機構の資本金は、54億5,500万円であり、その出資者及び勘定別の内訳は、一般勘定に政府及び日本銀行が各1億5,000万円、民間金融機関が1億5,500万円の計4億5,500万円、特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定（以下「住専勘定」という。）に政府が50億円となっている。

2．運営委員会

機構には、意思決定機関として運営委員会が設けられている。運営委員会は、運営委員（8名以内）及び機構の理事長、理事をもって構成されている（定足数：委員長〈理事長〉又は委員長に事故がある場合の代理者のほか、委員及び理事のうち6名以上）。同委員会では、定款・業務方法書の変更、保険金及び仮払金の支払の決定、預金等債権の買取りに係る概算払率等の決定、資金援助の決定、一般保険料率の変更、予算・決算など、機構の運営に関する重要事項の議決を行っている。

運営委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から機構の理事長が金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を得て任命することとされており、現在、全国銀行協会会長などが委員に任命されている（資料編18、「運営委員、役員等一覧」参照）。

3．責任解明委員会

平成10年2月の預金保険法の改正により、機構の理事長は、整理回収業務に関する協定に基づく業務を効率的に実施するために必要な体制整備を図る旨の規定が設けられ、従来以上に責任追及への法的要請が強められた。これを受けて、同年2

月3日、破綻金融機関及び特定住宅金融専門会社（以下「旧住専という。」）等の経営者、債務者等の刑事、民事上の責任の所在を明らかにし、刑事告発、損害賠償請求その他所要の措置を適確に行うため、理事長を委員長、神谷尚男（元検事総長）、阿部三郎（元日弁連会長）、藤田耕三（元広島高裁長官）及び國松孝次（前警察庁長官）の4氏を特別顧問とする責任解明委員会を設置して活動を行ってきたが、平成11年度中は計17回の責任解明委員会を開催し、重要な責任追及案件の審議をした。なお、國松氏の辞任に伴い、平成11年11月1日付けで、前警視總監の前田健治氏が特別顧問に就任した。

4．買取価格審査会

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生法」という。）第53条において、従来の預金保険法による資産の買取りのほか、一般金融機関等からの資産の買取りに係る制度を設け、その買取価格については、当該資産が回収不能となる危険性、当該資産の買取り及び回収のために必要な事務費その他の費用等を勘案して、適正な手続を経て決定しなければならない旨定められた。この一般金融機関からの資産の買取り制度を適正に運用するため、平成11年6月9日、機構の理事長の諮問機関として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士の外部有識者3名から成る買取価格審査会（委員長：藤村義徳、委員長代理：長場信夫、委員：竹原相光）を設置した。

平成11年度においては、5回の買取価格審査会を開催し、平成11年度の一般金融機関からの資産の買取りの実施に当たって、買取価格等について審議が行われた。

5．組織改正

（1）総務部の拡充

政策事項や各部横断的事項、国会対応及び株式会社整理回収機構（以下「整理回

収機構」という。)との連携に係る総合調整機能の拡充のため、平成11年4月1日、特別業務部管理第一課を総務部に移管し、企画課とした。

(2) 金融再生部の充実(買取価格審査会の設置)

金融機能再生法第53条第1項の規定により機構が金融機関等の資産を買い取る場合等の価格について、適正な手続きによる決定に資するため、平成11年6月9日、機構理事長の諮問機関として買取価格審査会を設置した。

なお、同審査会事務局の事務は、金融再生部企画管理課が担当している。

(3) 預金保険部の拡充

昨今の大規模な銀行を含む多数の金融機関の経営破綻を背景に、資金援助等が多額に上り、機構における資金需要が急速に高まってきている中で、より一層の資金の効率化、資金調達の多様化を図ることが必要となったため資金担当部署を拡充強化することとし、平成11年4月1日、資金課を資金企画課に改称するとともに、資金業務課を新設(分課)した。

なお、資金企画課は資金調達計画や運用計画の策定・実行、資金調達手段の企画・立案等に関する事務を、資金業務課は保険料の算定・収納、資金援助に伴う金銭贈与の交付等に関する事務をそれぞれ担当している。

(4) 特別業務部の拡充

北海道拓殖銀行の破綻処理等に係る北海道地区の不良債権の円滑な処理(より機動的かつ効率的な財産調査等)に資するため、平成11年4月1日、札幌に特別業務部札幌分室を新設した。

また、関西以西の地区における破綻金融機関に対する責任解明体制をより一層強化するため、同日、大阪特別業務部機動調査課を新設した。

なお、特別業務部管理第一課を総務部に移管したことに伴い、管理第二課を管理課に改称している。

6. 各部の業務

(1) 総務部

総務部は、機構の事務の総合調整、運営委員会等の開催、広報、人事、組織、定員、予算、決算、整理回収機構に対する指導・助言及び整理回収機構との連絡調整等に関する事務並びに他の部の所掌に属さない事務を所掌している。

なお、総務部には、総務課、広報室、企画課、法務室、経理第一課、経理第二課の4課2室が置かれている。

(2) 金融再生部

金融再生部は、金融整理管財人等の業務及び破綻金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取り及び資本増強等に関する事務を所掌している。

なお、金融再生部には、企画管理課、健全業務課、再生業務課、金融整理課^(注)の4課が置かれており、大阪にあっては、大阪預金保険部金融整理室が同事務を所掌している。

(注) 平成12年4月1日には、金融整理課を金融整理第一課及び金融整理第二課に分課した。

(3) 預金保険部

預金保険部は、保険料の収納、保険金等の支払、資金援助、預金等債権の買取り及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）に基づく預金者表の作成等に関する事務を所掌している。

なお、預金保険部には、企画調査課、企画第一課、企画第二課、企画第三課、資金企画課、資金業務課、システム課の7課が置かれている。

（４）特別業務部

特別業務部は、刑事責任追及事案及び民事責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務を所掌している。

なお、特別業務部には、管理課、指導課、機動調査課、特別調査第一課、特別調査第二課、特別調査第三課、札幌分室の６課１分室が置かれており、大阪にあっては、大阪特別業務部及び大阪預金保険部管理室が同事務を所掌している。

（５）大阪預金保険部

大阪預金保険部は、大阪預金保険部及び大阪特別業務部（以下「大阪本部」という。）の総務及び経理に関する事務並びに大阪本部の事務の総合調整に関する事務のほか、保険金等の支払・資金援助・預金等債権の買取り等、整理回収機構の基本的事項に係る指導・助言等、買取資産等の管理・回収及び処分に係る総合調整並びに金融整理管財人等の業務等に関する事務のうち、主として関西以西の地区に係るものを所掌している。

なお、大阪預金保険部には、総務課、管理室、金融整理室、企画第一課、企画第二課の３課２室が置かれている。

（６）大阪特別業務部

大阪特別業務部は、刑事責任追及事案及び民事責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務のうち、主として関西以西の地区に係るもの（大阪預金保険部管理室の所掌に属するものを除く。）を所掌している。

なお、大阪特別業務部には、指導課、機動調査課、特別調査第一課、特別調査第二課、特別調査第三課の５課が置かれている。

Ⅱ．平成１１年度の業務概況

１．概況

（１）平成１１年度中の金融・経済動向

平成１１年度の我が国経済は、政府の緊急経済対策（平成１０年１１月決定）などによる各種政策効果の浸透に加えて、米国経済の好況持続、アジア経済の回復などの影響、さらには日本銀行のゼロ金利政策等による金融緩和措置や政府による約７兆円規模の公共投資を盛り込んだ新たな経済新生対策（平成１１年１１月決定）の効果などから、一時のデフレ懸念が後退しつつある。この結果、企業収益は改善し、企業の設備投資も徐々に持ち直しはじめており、個人消費には依然として改善の兆しは窺われないものの、景気には自立的回復の動きがみられはじめている。

こうした状況下、金融動向をみると、前年から続いた金融機関の破綻は、国民銀行、幸福銀行、東京相和銀行など地域金融機関に波及し、金融システムは依然として不安定な状況が続いたが、平成１０年に特別公的管理銀行となった日本長期信用銀行が同１２年３月にニュー・ＬＴＣＢ・パートナーズに譲渡された。また、被管理金融機関では、国民銀行の八千代銀行への譲渡が決定したほか、他の金融機関も営業譲渡に向けて準備が進められており、金融システムは徐々に安定を取り戻してきている状況にある。

この間、都市銀行を中心とした金融再編の動きが一段と加速しており、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の３行統合に続いて、住友銀行・さくら銀行の合併などが相次いで発表された。

（２）預金保険法に基づく資金援助発動状況の概要

平成１１年度中には、資金援助を２０件（うちペイオフ・コストを超える特別資金援助を１９件）実施した。

(3) 金融機能再生法に基づく破綻処理等の概要

機構の金融機能再生法に基づく主な業務は、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理に係る業務、破綻した金融機関の業務承継（いわゆる公的ブリッジバンク）に係る業務、破綻銀行又は破綻のおそれがある銀行の特別公的管理に係る業務及び一般金融機関等からの資産の買取りに係る業務である（資料編 12. 「金融機能再生法による金融機関の破綻等処理スキーム」参照）。

平成 11 年度における金融機能再生法に基づく業務の概要は次のとおりである。

1) 金融整理管財人業務の概要

金融機能再生法の規定に基づいて金融整理管財人による管理を命ぜられた金融機関は平成 11 年度において 5 銀行、10 信用組合、1 信用金庫の 16 機関であり、金融再生委員会又は都道府県知事が金融整理管財人を選任するに当たって、それぞれの求めに応じ機構は意見具申を行った。機構は、これら 16 機関のうち 5 銀行、1 信用金庫について金融整理管財人に選任され、他の金融整理管財人と共同して、当該被管理金融機関の業務の執行、財産の管理処分等の経営管理を行っている。

機構が金融整理管財人に選任されている被管理金融機関(平成 12 年 3 月 31 日現在)

金融機関名	管理を命ずる処分日	金融整理管財人
国民銀行 (東京)	平成 11 年 4 月 11 日	田知本章（公認会計士）、松嶋英機（弁護士）、預金保険機構
幸福銀行 (大阪)	平成 11 年 5 月 22 日	海原旦（公認会計士）、栗原良扶（弁護士）、預金保険機構
東京相和銀行 (東京)	平成 11 年 6 月 12 日	鈴木誠（弁護士）、和食克雄（公認会計士）、預金保険機構
なみはや銀行 (大阪)	平成 11 年 8 月 7 日	北野與志朗（公認会計士）、山田庸男（弁護士）、預金保険機構
新潟中央銀行 (新潟)	平成 11 年 10 月 2 日	松村孝一（公認会計士）、砂田徹也（弁護士）、預金保険機構
日南信用金庫 (宮崎)	平成 11 年 11 月 19 日	富永正一（弁護士）、眞柄静夫（金融実務精通者）、預金保険機構

その他の被管理金融機関（平成 12 年 3 月 31 日現在）

金融機関名	管理を命ずる処分日	金融整理管財人
三重県信組* （三重）	平成 11 年 5 月 14 日	楠井嘉行（弁護士） 池田秀樹（金融実務精通者）
足立総合信組 （東京）	平成 11 年 5 月 21 日	中島真介（弁護士） 笹生 宏（金融実務精通者）
日本信販信組 （東京）	平成 11 年 5 月 21 日	小松 勉（弁護士） 神方邦一（金融実務精通者）
信組大阪商銀 （大阪）	平成 11 年 6 月 4 日	坂口春男（弁護士） 中野正信（公認会計士）
東京都教育信組 （東京）	平成 11 年 6 月 18 日	林 保彦（弁護士） 川上金宏（金融実務精通者）
北兵庫信組 （兵庫）	平成 11 年 10 月 29 日	永原憲章（弁護士） 井堂信純（公認会計士）
振興信組 （東京）	平成 12 年 1 月 26 日	中島真介（弁護士） 宮澤澄治（金融実務精通者）
長崎第一信組 （長崎）	平成 12 年 2 月 10 日	松永保彦（弁護士） 橋本洋平（金融実務精通者）
信組高知商銀 （高知）	平成 12 年 3 月 30 日	行田博文（弁護士） 山本正和（金融実務精通者）
信組石川商銀 （石川）	平成 12 年 3 月 30 日	合田昌英（弁護士） 橋本外男（金融実務精通者）

*平成 12 年 3 月 21 日 百五銀行に事業譲渡済

機構が金融整理管財人に就任している被管理金融機関に対しては、例えば、銀行の場合、機構より、10～20名程度（但し破綻直後の初動時には約30名に増員）の実務に精通した職員を派遣して、被管理金融機関の円滑な管理に努めている。具体的には、弁護士・公認会計士等の他の金融整理管財人とも協力しつつ、金融機能再生法に基づき、当該被管理金融機関の破綻に至った経緯の調査及び旧経営者の民事・刑事の責任追及を行う一方、金融再生委員会が承認した金融機能再生法第14条に基づく業務及び財産の管理計画に従い、被管理金融機関の業務の暫定的な維持継続を図っている。

また、被管理金融機関の受け皿選定については、他の金融整理管財人と共同し、金融機能再生法の趣旨に則って、公的負担の極小化、金融安定化等への貢献、手続きの公平性、透明性等に配慮しつつ進めている。受け皿選定のプロセスを、国民銀行を例にとって説明すると以下のとおりである。

第一段階 内外を問わず、また業種を限定せず、受け皿となる可能性のある先に幅広く接触

第二段階 同行の引受けに興味を示した先と守秘義務契約を締結して詳細資料を提供し、先方から引受後の事業計画について説明を受ける

第三段階 第二段階で接触のあった先から候補先を絞ったうえで、デューデリジェンスを実施させて、価格条件、事業計画の修正案等の提出を受け、最終的には、金融再生委員会等、関係当局とも協議しつつ、こうした諸条件を総合的に勘案の上、受け皿を決定

こうしたプロセスを経て、国民銀行については平成12年1月11日に、八千代銀行との間で営業譲渡に関する基本合意書を結ぶに至った。その後更に同行と協議を続け、同3月7日に正式な営業譲渡契約を締結した（営業譲渡日は平成12年8月14日を予定）。なお、営業譲渡予定日が管理を命ずる処分から1年を超えることから、平成12年4月4日金融再生委員会より、営業譲渡日まで管理の終了期限の延長を受けている。

その他の被管理金融機関についても、できるだけ早期に適切な方法により管理を終了できるよう、国民銀行とほぼ同様の考え方にに基づき、現在、受け皿選定作業を鋭意進めているところである。

2) 特別公的管理銀行に関する業務

金融機能再生法に基づく特別公的管理銀行に関する機構の業務としては、機構は、特別公的管理銀行に対して、機構が特別公的管理銀行の株式を取得することに伴う業務（旧株主に対する周知、金融再生委員会に対する資産判定の求め、対価の支払等）、金融再生委員会の指名した役員の選任等を行うとともに、預金保険法による資金援助の適用（特例資金援助）、特別公的管理銀行の業務に必要な資金の貸付け、その業務の実施により生じた損失の補てん等を行う（資料編12.（3）「特別公的管理銀行に関する業務」参照）。

平成11年度においては、特別公的管理銀行である日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行について、次のとおり所要の業務を行った。

① 日本長期信用銀行

年月日	内 容
H10.10.23	内閣総理大臣による特別公的管理開始決定、株式取得決定（機構による株式取得）
10.28	内閣総理大臣による特別公的管理開始決定、株式取得決定の公告（公告時に機構が株式取得） 機構が株式を取得した旨の旧株主等への周知（全国紙5紙に掲載）
11. 4	新役員の選任（内閣総理大臣の指名に基づき、取締役7名、監査役3名を選任）
11. 8	内閣総理大臣に対する資産判定の求め（保有すべき資産として適当であるか否かの判定）
H11. 2.19	金融再生委員会による資産判定（資産総額2兆4千6百億円、適資産1兆9千4百億円、不適資産5兆円、回収済資産2千億円）
3.30	株価算定委員会による株式の対価の決定（対価0円、公告時の純資産額△2兆6千5百億円）
3.31	金融再生委員会による株式の対価の決定の公告
	株式の対価の支払方法等について官報掲載（対価が0円であるため、定めない旨）
H11. 8.16	特例資金援助による長銀不適資産の第1次買取り（整理回収機構に買取委託、買取額4,939億円）
9.28	機構、パートナーズ社及び長銀の間で長銀譲渡に係る覚書の締結
12.24	機構、パートナーズ社及び長銀の間で長銀譲渡に係る基本合意書の締結
H12. 2. 9	機構、パートナーズ社及び長銀の間で長銀譲渡に係る最終契約書の締結
2.28	損失の補てん（3,489億円）、金融機能再生法53条による長銀保有株式等の買取り（買取額13,702億円） 特例資金援助による長銀不適資産の第2次買取り（整理回収機構に買取委託、買取額3,048億円）、金銭の贈与（32,391億円）の実施
2.29	金融再生委員会による長銀の特別公的管理の終了の決定
3. 1	長銀株式の譲渡（2,417,075,000株、売買価額10億円）、長銀保有株式の買取り（第一次株式売却買取額1,746億円）
3.30	長銀保有株式の買取り（第二次売却株式の一部買取額2,894億円、非上場株式263億円）
3.31	長銀に対する資本増強の実施（優先株式2,400億円）

② 日本債券信用銀行

年月日	内 容
H10.12.13	内閣総理大臣による特別公的管理開始決定、株式取得決定（機構による株式取得）
12.17	内閣総理大臣による特別公的管理開始決定、株式取得決定の公告（公告時に機構が株式取得）
12.18	機構が株式を取得した旨の旧株主等への周知（全国紙５紙に掲載） 金融再生委員会に対する資産判定の求め（保有すべき資産として適当であるか否かの判定）
12.25	新役員の選任（金融再生委員会の指名に基づき、取締役６名、監査役３名を選任）
H11. 5.24	金融再生委員会による資産判定（資産総額１兆４千億円、適資産６兆６千億円、不適資産４兆円、回収済資産９千億円）
6.14	株 価 算 定 委 員 会 による株式の対価の決定（対価０円、公告時の純資産額△３兆５百億円）
6.15	金融再生委員会による株式の対価の決定の公告 株式の対価の支払方法等について官報掲載（対価が０円であるため、定めない旨）
11.22	特例資金援助による日債銀不適資産の第１次買取り（整理回収機構に買取委託、買取額２，９８７億円）
H12. 2.24	機構、ソフトバンク・グループ３社及び日債銀の間で日債銀譲渡に係る覚書の締結
6. 6	機構、ソフトバンク・グループ３社及び日債銀の間で日債銀譲渡に係る基本合意書の締結

3) 一般金融機関からの資産買取りに関する業務

金融機能再生法において、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図る方策の一つとして、平成13年3月末までの間に限り、金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置の制度が設けられ、機構は、金融再生委員会の承認を得て一般金融機関等からも資産買取りができることとなった。

平成11年度における一般金融機関からの買取りの概要は次のとおりである。

平成11年度の一般金融機関からの資産買取り実績 (単位：行、億円)

	11年度上期			11年度下期			合 計		
	機関数	債権元本	買取価格	機関数	債権元本	買取価格	延機関数	債権元本	買取価格
都長信・ 信託銀	11	784	34	14	1,737	62	25	2,521	96
地 銀	14	299	11	35	837	58	49	1,135	69
第 二 地 銀	6	150	5	17	371	17	23	521	23
そ の 他	4	151	16	15	182	13	19	333	29
合 計	35	1,384	67	81	3,126	150	116	4,510	217

(注) 1. 債権元本は貸出金元本＋仮払金

2. 金額は、個々の項目で単位未満を四捨五入しているため、必ずしも合計値と一致しない。

(4) 早期健全化法に基づく資本増強の概要

機構は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づいて、協定銀行（整理回収機構）に委託して金融機関等の発行する株式等の引受け等に係る業務を行っている。この業務の主なものとして、機構は、株式等の引受け等を協定銀行に委託するほか、協定銀行が株式等の引受け等のために必要とする資金等業務の円滑な実施のために必要な資金の貸付け、債務の保証、協定銀行の業務の実施により生じた損失の補てん、協定銀行による議決権その他の株主としての権利の行使についての承認、協定銀行による株式等の処分についての承認等を行うこととされている。

平成11年度においては、金融再生委員会より平成11年6月10日に「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」が公表され、同年9月から平成12年

3月までの間に、機構は地方銀行6行から協定銀行との連名で株式等の引受け等に係る申請を受けた。機構は、申請を受けた都度、再生委員会に当該株式等の引受け等の承認を求め、同委員会の承認に基づき、株式等の引受け等に必要な資金を協定銀行に貸し付け、協定銀行は、機構との協定に基づき、当該承認に係る合計3,350億3,000万円の株式等の引受け等を実施した。

また、機構は、平成12年3月に、同月株式譲渡により特別公的管理を終了した日本長期信用銀行から優先株式の引受けに係る申請を受け、機構は、金融再生委員会に承認を求め、同委員会の承認に基づき、優先株式の引受けに必要な資金を協定銀行に貸し付け、協定銀行は2,400億円の優先株式の引受けを実施した。

以上、平成11年度は合計5,750億3,000万円の株式等の引受けが実施された。(資料編14-1.早期健全化法に基づく資本増強一覽参照)

このほか、機構は、平成12年1月20日、引受けた優先株式等の処分に関し、① 銀行経営の健全性、② 金融システムの安定性、③ 国民負担の回避といった観点から検討し、特段の問題がない場合には、法律で求められている早期処分の原則に基づき適切に対応していくとの方針を示した「公的資金の返済申出に対する当面の対応について」を公表した。

機構は、この方針に基づき、金融機能再生法附則第4条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律に基づき引受けた東京三菱銀行の永久劣後債(1,000億円)を同行の申出により買入消却による処分を実施した(返済額1,005億6,000万円)。

(5) 財産調査権と調査実績

特別業務部は、旧住専及び破綻金融機関などから整理回収機構が譲り受けた不良債権の回収を支援するため、債権回収に関する広範囲にわたる指導・助言を行っているが、その中であって、特別調査課は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「住専法」という。)、預金保険法及び金融機能再生法に基づく財産調査権を使って、債務者の隠匿財産の発見に向けて強力に取り組んでいる。

特別調査課は、東京・大阪の特別業務部内にそれぞれ3課を置くとともに、平成11年4月1日には札幌分室を設置し、財産調査体制の充実を図ってきた。

特別調査課の人員構成は、国税・金融機関出身者を中心として、警察・法務・検察・厚生・労働・税関など官民混成の多様な組織の出身者によって構成されており他に類例を見ない財産調査の専門集団である。

財産調査権は罰則付き調査権であり、調査の内容は、金融機関調査、債務者及び関係箇所への立入調査、債務者及び関係者に対する質問調査が主たるものである。

これまでの財産隠匿の事例としては、①破綻直前の金融機関から引き出した預金をダミー会社名義を使ったり口座を転々と変えるなどの手口で1, 200億円余りを隠していたもの、②銀行口座から現金を引き出した後、関係者名義の貸金庫に現金で10億円を隠していたもの、③自宅のベランダのクーラーの室外機の裏側に現金2, 000万円を隠していたもの、④40億円余りの資金を遠隔地のゴルフ場建設のために投資していたもの、⑤海外現地法人に150億円近い不動産などの資産を保有させていたもの、⑥30億円近い絵画などの美術品を隠していたものなどがある。さらに最近は、⑦資金を関係会社名義などの数口座を経由させる方法でマネーロンダリングをおこない、その資金を使って所有不動産を第三者が取得したかのごとく装って資産を隠匿する方法など、財産隠しの手口が悪質巧妙化してきている。

しかし、特別調査課は、多様な組織の出身者の「衆知を集めてプラスワン」のスローガンのもと、財産調査権を活用した綿密かつ深度ある調査により、ますます巧妙化する悪質債務者の財産隠しを暴き、整理回収機構の不良債権の回収を強力に支援している。

整理回収機構が旧住専及び破綻金融機関などから譲り受けた不良債権、とりわけ回収が難しいとされている第IV分類債権の回収が図られているのは特別調査課が行う財産調査に負うところが大きい。

(参考) 平成11年度 特別業務部特別調査課 財産調査実績

調査件数	左 の う ち 立入調査件数	確認(隠匿) 資 産
283 件	60 件	563 億円

(注) 平成8年6月26日発足以来の確認資産の累計は3, 612億円である。

（６）責任追及の概要

刑事責任の追及については、機構及び整理回収機構として、平成１１年度中４５件（被告発人９４名）を告訴・告発した。特別業務部設立以来の累計では告発１４５件（同２８１名）である。

破綻金融機関の経営者責任追及としては、機構が、金融機能再生法に規定された金融整理管財人として、幸福銀行（平成１１年９月）、国民銀行（同年１１月）の旧経営者を特別背任罪で告訴したことを含め、静岡商銀・高知商銀（同年７月）、埼玉商銀（同年１０月）、和歌山県信組（平成１２年３月）の旧経営者ら１８名を背任罪等で告発した。

借り手側の責任追及としては、競売等妨害罪（９件）、詐欺罪（８件）、強制執行妨害罪（７件）などで告発した。これらの事案を犯罪の形態別で見れば、競売等妨害罪としては裁判所の執行官に対して虚偽の事実を申告するなどして競売の公正を害するもの、詐欺罪としては抵当物件を任意売却するに当たり売却価格を実際より廉価であるように装って抵当権者に申告して抵当権を抹消させるもの（いわゆる中抜き詐欺）、強制執行妨害罪としては強制執行を免れるため資産を隠匿したり仮装譲渡するものが目立った。特異なものとしては、被管理金融機関の元頭取が、金融整理管財人から商法上の責任を問われて自己の財産が差押えされることを恐れ、２億円相当の現金及び有価証券を他人名義の貸金庫等に隠匿した事案があった。

次に、機構が関与した民事責任の追及については、整理回収機構が主体となって行っている破綻金融機関及び旧住専の経営者らに対する経営責任追及並びに旧住専に対する融資紹介責任（銀行責任）追及のほか、機構自体が金融整理管財人として行った被管理金融機関の旧経営者に対する経営責任追及がある。

そこで、平成１１年度の責任追及の実績をみると、まず、整理回収機構が主体となって行った破綻金融機関の旧経営者らに対する経営責任追及については、融資に際しての善管注意義務・忠実義務違反の案件を中心に、７件３８億９，１００万円の損害賠償請求訴訟を提起し、同じく融資紹介責任については、３銀行に対して、旧住専への融資先の紹介に際して虚偽の情報を提供するなどして損害を与えたとして、不法行為に基づき相当額の支払いを求めてそれぞれ調停を申し立てて解決をみている。これら調停について機構は利害関係人として参加し、調停成立に向けての調整等を行った。（提訴・調停案件は、累計で件数３１件、請求金額４３２億９，６

03万円)

以上のほかに、裁判外の和解交渉により解決をみた事例もあり、まず、経営責任追及では、整理回収機構が、旧住専の役員に対して裁判外の和解交渉により責任追及を行い、6住専33名との間で和解（和解金額合計3億5,660万円）を成立させたほか、融資紹介責任追及においても1銀行との間で和解（和解金額2億円）を成立させる成果を得ている。

また、機構が金融整理管財人として被管理金融機関の旧経営者に対する責任追及を行っており、いずれも取締役としての善管注意義務・忠実義務違反を理由に、国民銀行については1件請求額10億4,000万円、幸福銀行については1件請求金額73億円の損害賠償請求訴訟を提起した。

（7）資金調達の概要

機構の資金調達に関しては、一般勘定、特例業務勘定、金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定の各勘定毎に政令で定められた金額の範囲内で借入れ又は債券発行による形態での資金調達が認められている^{（注）}。なお、上記4勘定については、法令上、政府保証の付与が可能であり、平成12年度は一般勘定も含め予算上政府保証措置が講じられている。

現状の資金調達の残高は、平成12年3月末時点で約16.8兆円（前年同期比約1兆円の増加）に達している。このうち、借入金については約16.2兆円（日本銀行からの借入金約0.2兆円、民間金融機関等からの借入金約16兆円）となっている。また、平成11年10月より金融機能早期健全化勘定において毎月1千億円の政府保証債を発行し、平成12年3月末時点の発行残高は0.6兆円となっている。

（注）住専勘定についても、政府の出資額の範囲で資金の借入れ（借換えを含む。）をすることが認められている。

２．整理回収機構の回収実績等

（１）住管機構と整理回収銀行の統合

平成１０年１０月の預金保険法及び住専法の改正により、公正・透明な手法をもって不良債権の早期かつ効率的な回収に努め、投入される公的資金を最小化することを目的として、株式会社住宅金融債権管理機構（以下「住管機構」という。）と株式会社整理回収銀行（以下「整理回収銀行」という。）を一体とした株式会社組織として、整理回収機構を創設するという政策に対応するための規定が設けられた。これを受けて、同年１２月２５日、住管機構と整理回収銀行との間で合併契約書が締結され、平成１１年２月１９日、両社の株主総会における合併契約書の承認決議を経て、同年４月１日、住管機構と整理回収銀行が合併し、整理回収機構が発足した。

整理回収機構は、旧住専（７社）、破綻金融機関等から譲り受け又は買い取った資産の管理、回収及び処分を行うことのほか、いわゆる金融機関等の自己資本充実に係る業務、一般金融機関等からの資産買取り及び預金保険法その他の法律により銀行が営むことのできる業務を行うことを目的としている。

（２）債権回収実績等

機構は、住専法、預金保険法及び金融機能再生法に基づく特例業務として、整理回収機構の業務の実施に必要な指導・助言を行っており、その内容は、機構に付与されている財産調査権の活用により確認又は発見した事実、隠匿資産等に基づく回収業務の支援のほか、関係者の民事・刑事上の責任追及等の指導・助言等を含む広範囲なものとなっている。

債権回収等に係る平成１１年度の実績として、債権回収額は住管機構分が４，３０５億円（譲受時からの累計１９，８０６億円）、整理回収銀行分（阪和銀行債権の回収受託分を含む。）が６，０５０億円（同９，５２５億円）（資料編１１．「整理回収機構の回収実績」参照）。告発件数は３８件（同１４５件）（資料編６．「告訴・告発状況一覧表」参照）。

損害賠償請求権の行使としての訴えの提起（調停申立てを含む。）は、１０件で請求債権総額３８億９，１００万円（同３１件で４３２億９，６０３万円）（資料編７．

「民事責任追及状況一覧表（提訴・調停分）」参照）。機構による隠匿資産の発見は563億円（同3, 612億円）となっている。

（３）不動産の管理・処分実績等

不動産（自己所有不動産及び担保不動産）の管理及び処分の適正化・効率化は、不良債権の早期処理上、極めて重要となっていることから、平成8年10月に機構、整理回収機構の前身である住管機構及び整理回収銀行で三者不動産協議会（平成11年4月の住管機構と整理回収銀行の合併に伴い不動産協議会と改称）を設け、不動産の効率的な管理手法、適切な有効利用方策、価格動向及び証券化を含めた処分方法等について、研究・検討を重ねてきた。

この間、機構においては、不動産協議会における研究・検討の一端として、平成9年に競売制度の改善（迅速化、効率化等）について提言をとりまとめ、関係機関等の協力を得て具体的な法改正事項に係る要望を行い、平成10年10月に公布された「競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による民事執行法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律、不動産登記法等の一部改正及び「特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する法律」の制定によって、その多くが実現をみた。整理回収機構においては、債務者の任意売却を中心としつつ、このような制度改善が行われた競売を積極的に活用して担保不動産売却の促進を図っている。

不動産の処分方法については、公正かつ透明なルールに従い処分の適正さを確保できるよう、整理回収機構の不動産のデータベース化や処分不動産の指定流通機構（レインズ）登録、インターネット・ホームページへの不動産売却情報掲載等の指導・助言をはじめ、公用・公共用地としての売却の促進、都市基盤整備公団や民間都市開発推進機構との連携の確保等を整理回収機構とともに図ってきたところである。

また、平成10年度から所有不動産の本格的な売却を開始し、平成11年度における整理回収機構の売却（旧阪和銀行所有不動産の管理等受託分を含む）は486件、474億円（住管機構及び整理回収銀行の譲受時からの累計1,167件、1,203億円）である。この売却に当たっては、機構と整理回収機構において、多数物件を一括して管理信託し、売却回収額の最大化を図りつつ個別に行う管理処分方

法をとることによって効率化を図る取組みも行っているところである。

整理回収機構（住管機構及び整理回収銀行分を含む）が譲受時から平成１１年度末までに売却した所有・担保不動産のうち、公用・公共用地としての売却は、１２８件、４２７億円（うち、平成１０年度に創設された都市基盤整備公団の土地有効利用事業及び民間都市開発推進機構向け１６件、１４８億円）となっている。

さらに、平成１０年７月に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会がとりまとめた金融再生トータルプランにおいて、不良債権等の流通市場を整備する観点から、整理回収機構が保有する不良債権等の売却方法について検討するものとされたことを受けて、整理回収機構社内にワーキング・チームを設けるとともに機構を加えた連絡会議を設置し、不良債権等の売却に関する検討を行っている。

３．財務状況

（１）一般勘定

本勘定は、ペイオフコスト以内の資金援助等を経理する勘定である。

平成１１事業年度の収益総額は、保険料収入２，７４７億円、被管理金融機関等負担金収入３億円、金銭贈与返納金１８億円など、２，７７０億円となった。

一方、費用総額は、特別資金援助に伴うペイオフコスト相当額の特例業務勘定への繰入れ８，２３９億円、借入金利息６６億円など、８，３３２億円となった。

この結果、当期損失金は５，５６２億円、次期繰越欠損金は前事業年度からの繰越欠損金（７，５７９億円）と合わせて１兆３，１４２億円となった。

なお、年度末における日本銀行等からの借入金（政府保証なし）残高は、１兆３，１２９億円（日本銀行７１１億円、民間金融機関等１兆２，４１８億円）となった。

（２）特例業務勘定

本勘定は、ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理する勘定である。

平成１１事業年度の収益総額は、特別保険料収入２，０６０億円、旧阪和銀行からの買取資産に係る利息収入などの資金援助事業収入３６億円、特別資金援助に伴う一般勘定からの受入れ８，２３９億円、交付国債で造成された特例業務基金からの受入れ３兆６，４５６億円、金銭贈与返納金５５０億円など、４兆７，６３８億円となった。

一方、費用総額は、（特別）資金援助事業費４兆６，８４５億円、金銭贈与返納金等の特例業務基金への繰入れ５４８億円、旧阪和銀行からの買取資産に係る貸倒引当金繰入４８４億円など、協定銀行株式評価損１，１５３億円など、４兆９，１６７億円となった。

この結果、当期損失金は１，５２８億円、次期繰越欠損金は前事業年度からの繰越欠損金（４，２９６億円）と合わせて５，８２５億円となった。

なお、年度末における借入金（政府保証あり）残高は、３兆５，６７６億円（日本銀行からの借入金なし）となった。

（３）金融再生勘定

本勘定は、特別公的管理銀行や承継銀行に対する資金の貸付け、損失の補てんや金融機関からの資産の買取り等を経理する勘定である。なお、旧安定化法に基づくいわゆる資本注入に係る資産及び負債は本勘定に承継されている。

まず、平成１１事業年度の収益総額は、旧日本長期信用銀行の資産買取に係る事業収入１０７億円、同銀行の株式売却収入１０億円、特別公的管理銀行（日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行）からの貸付金利息収入９１億円、資本注入に係る協定銀行からの貸付金利息収入１０６億円など、３１４億円となった。

一方、費用総額は特別公的管理銀行であった日本長期信用銀行に対する損失補填金３，４８９億円、旧安定化法に基づき協定銀行において１０事業年度に発生した損失に係る補填金１，１３６億円、借入金に係る支払利息２０２億円など４，８３６億円となった。

この結果、当期損失金は４，５２１億円、次期繰越欠損金は前事業年度からの繰越欠損金（０．９億円）と合わせて４，５２２億円となった。

なお、年度末における民間金融機関等からの借入金（政府保証あり）残高は、３兆９，２４３億円（日本銀行からの借入金残なし）となった。

（４）金融機能早期健全化勘定

本勘定は、金融機関等の株式等の引受け等を行ういわゆる資本増強に係る協定銀行に対する資金の貸付けや損失補てん等を経理する勘定である。

平成１１事業年度の収益総額は、資本増強に係る協定銀行からの貸付金利息収入等２４１億円となった。

一方、費用総額は、協定銀行貸付金の原資である借入金及び預金保険機構債券に係る支払利息２３１億円など、２４２億円となった。

この結果、当期損失金は１億円、次期繰越欠損金は前事業年度からの繰越欠損金（０．４億円）と合わせて１億円となった。

なお、年度末における日本銀行等からの借入金（政府保証あり）残高は７兆４，４０２億円（日本銀行１，９７８億円、民間金融機関等７兆２，４２４億円）、預金保険機構債券発行額は６，０００億円で、両者の合計は８兆４０２億円と

なった。

(５) 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

本勘定は、旧住専から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納を経理する勘定である。

当機構は、旧住管機構において平成１０事業年度に発生した二次ロス５２１億円の１／２相当額等３５４億円を、同機構に対し業務推進助成金として交付決定を行った。

一方、当該助成金は金融安定化拠出基金を原資とする運用収入により賄うこととしているが、１１事業年度の運用益は７２億円で、１０事業年度の運用益の繰り越し分を含めた助成金の交付財源（金融安定化拠出基金戻入）は１２３億円の留り、同額の交付となった。

また、整理回収機構から二次ロスの１／２相当額を超える債権回収益７４万円の納付を受け、同額を国庫に納付した。

一方、一般管理費等１０億円については、政府出資金（５０億円）の運用収入及び整理回収機構からの特例業務負担金収入などで賄った。

この結果、業務推進助成金において未払いとなった２３０億円が当期損失金及び次期繰越欠損金となった。

第1表

平成 11 事業年度 損 益

(単位：百万円)

区 分	一 般 勘 定	特例業務勘定	計	除く勘定間損益
保険料収入	274,706	206,030	480,736	480,736
資金援助事業収入	—	3,641	3,641	3,641
協定銀行事業収入	—	7,388	7,388	7,388
資産運用収入	—	2	2	2
一般勘定より受入	—	823,970	823,970	—
被管理金融機関等負担金収入	390	—	390	390
特例業務基金受入 (国債償還)	—	3,645,679	3,645,679	3,645,679
金銭贈与返納金	1,829	55,097	56,926	56,926
貸倒引当金戻入	—	21,996	21,996	21,996
事業外収益	84	84	168	168
収 益 計	277,010	4,763,891	5,040,902	4,216,932
資金援助事業費	23	4,684,570	4,684,593	4,684,593
一般管理費	2,583	2,063	4,646	4,646
他勘定繰入	823,970	—	823,970	—
特例業務基金繰入	—	54,813	54,813	54,813
貸倒引当金繰入	—	48,445	48,445	48,445
事業外費用	6,620	11,407	18,027	18,027
協定銀行株式評価損	—	115,393	115,393	115,393
固定資産除却損	76	62	138	138
費 用 計	833,274	4,916,755	5,750,029	4,926,059
差引剰余金 (△欠損金)	△ 556,263	△ 152,864	△ 709,127	△ 709,127
10事業年度末欠損金	△ 757,961	△ 429,666	△ 1,187,627	
11事業年度末欠損金	△ 1,314,224	△ 582,530	△ 1,896,755	

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

第2表

貸借対照表及び損益計算書

一般勘定

貸 借 対 照 表

(平成12年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	1,834	(流 動 負 債)	1,316,043
現金・預金	851	短期借入金	1,312,900
有価証券	799	未払金	111
前払費用	139	未払費用	3,005
未収収益	0	預り金	26
未収金	43		
(固 定 資 産)	469	(固 定 負 債)	30
資金援助事業資産		退職給与引当金	30
買収資産	180		
有形固定資産	169	(負 債 合 計)	1,316,073
建物	106		
工具・器具・備品	63	(資 本 金)	455
無形固定資産	1	政府出資金	150
投資その他の資産		日本銀行出資金	150
敷金・保証金	118	民間出資金	155
		(欠 損 金)	△ 1,314,224
		繰越欠損金	△ 757,961
		当期損失金	△ 556,263
		(資 本 合 計)	△ 1,313,769
資 産 合 計	2,304	負 債 ・ 資 本 合 計	2,304

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

(単位:百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	833,198	(経 常 収 益)	277,010
資金援助事業費		保険料収入	
金銭贈与	23	保険料	274,706
一般管理費	2,583	被管理金融機関等負担金収入	390
他勘定繰入		金銭贈与返納金	1,829
特例業務勘定へ繰入	823,970	事業外収益	84
事業外費用			
借入金利息	6,620	(当期損失金)	556,263
(特 別 損 失)	76		
固定資産除却損	76		
合 計	833,274	合 計	833,274

(注)1. 当期損失金556,263百万円は、預金保険法施行規則(昭和46年大蔵省令第28号)第15条第4項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 37百万円

3. 引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

特例業務勘定

貸 借 対 照 表
(平成12年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	43,572	(流 動 負 債)	3,472,280
現金・預金	1,269	短期借入金	3,467,600
預け金	742	未払金	169
有価証券	37,415	未払費用	4,094
仮払金	616	預り金	0
前払費用	128	前受収益	7
未収収益	3,421	仮受金	409
未収金	0		
貸倒引当金	△ 22	(固 定 負 債)	516,981
(固 定 資 産)	5,573,061	長期借入金	100,000
資金援助事業資産	103,420	退職給与引当金	29
買収資産	151,215	保証債務	416,952
求償権	476	協定銀行保証債務	416,800
その他保証債務見返	152	その他保証債務	152
貸倒引当金	△ 48,423	(特別法上の引当金等)	2,209,901
協定銀行事業資産	2,842,600	特例業務基金	
協定銀行株式	12,000	特例業務基金資産見返	2,209,901
協定銀行貸付金	2,830,600		
有形固定資産	158		
建物	103	(負 債 合 計)	6,199,164
工具・器具・備品	54		
無形固定資産	1	(欠 損 金)	△ 582,530
投資その他の資産	2,626,881	繰越欠損金	△ 429,666
特例業務基金資産	2,209,901	当期損失金	△ 152,864
敷金・保証金	116		
協定銀行保証債務見返	416,800	(資 本 合 計)	△ 582,530
その他の資産	63		
資 産 合 計	5,616,633	負 債 ・ 資 本 合 計	5,616,633

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	4,801,299	(経 常 収 益)	4,763,891
資金援助事業費	4,684,570	保険料収入	
金銭贈与	4,666,839	特別保険料	206,030
買収資産損	1,466	資金援助事業収入	3,641
買収資産事務費	99	買収資産収入	2,643
管理回収業務委託費	2,038	買収資産益	995
資産買取業務委託費	14,126	保証料収入	2
一般管理費	2,063	協定銀行事業収入	
特例業務基金繰入	54,813	協定銀行貸付金利息収入	7,388
貸倒引当金繰入	48,445	資産運用収入	2
事業外費用		一般勘定より受入	823,970
借入金利息	11,407	特例業務基金受入	3,645,679
		金銭贈与返納金	55,097
(特 別 損 失)	115,455	貸倒引当金戻入	21,996
協定銀行株式評価損	115,393	事業外収益	84
固定資産除却損	62	(当期損失金)	152,864
合 計	4,916,755	合 計	4,916,755

(注) 1. 当期損失金152,864百万円は、預金保険法施行規則(昭和46年大蔵省令第28号)第15条第4項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。
2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。
2. 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

資金援助事業資産	81百万円
有形固定資産	37百万円
投資その他の資産	11百万円
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
破産、和議等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に係る債権については、債権額からに陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づいて計上している。
 - (2) 退職給与引当金
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
 - (3) 特例業務基金
特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施するため、預金保険法(昭和46年法律第34号)附則第19条の4第2項の規定により、政府から交付された国債の残高を計上している。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - (2) 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。

金融再生勘定

貸 借 対 照 表 (平成12年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	1,805	(流 動 負 債)	3,926,170
現金・預金	379	短期借入金	3,924,300
有価証券	69	未払金	12
未収収益	1,355	未払費用	1,857
未収金	0		
(固 定 資 産)	3,472,136	(固 定 負 債)	3
資産買取事業資産		退職給与引当金	3
買取資産	1,860,414	(負 債 合 計)	3,926,173
有形固定資産	20		
建物	8	(欠 損 金)	△ 452,231
工具・器具・備品	11	繰越欠損金	△ 90
投資その他の資産	1,611,702	当期損失金	△ 452,140
特定協定銀行貸付金	22,200		
協定銀行貸付金	1,589,500	(資 本 合 計)	△ 452,231
敷金・保証金	2		
資 産 合 計	3,473,942	負 債 ・ 資 本 合 計	3,473,942

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書 (自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	483,624	(経 常 収 益)	31,484
資産買取事業費	629	資産買取事業収入	
買取資産事務費	29	買取資産益	10,743
資産買取業務委託費	600	特別公的管理銀行貸付金利息収入	9,123
特別公的管理銀行損失補填金	348,900	特定協定銀行貸付金利息収入	8
協定銀行損失補填金	113,640	協定銀行貸付金利息収入	10,600
一般管理費	217	特別公的管理銀行株式売却収入	1,000
事業外費用		事業外収益	8
借入金利息	20,236	(当期損失金)	452,140
合 計	483,624	合 計	483,624

(注) 1. 当期損失金452,140百万円は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年総理府令第65号)第25条第2項の規定により、残額を次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 1百万円

3. 引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

金融機能早期健全化勘定

貸借対照表

(平成12年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	6,311	(流 動 負 債)	7,445,658
現金・預金	122	短期借入金	7,440,200
前払費用	54	未払金	221
未収収益	5,919	未払費用	5,027
未収金	215	前受収益	209
(固 定 資 産)	8,037,437	(固 定 負 債)	600,428
有形固定資産	6	預金保険機構債券	600,000
建物	4	長期前受収益	427
工具・器具・備品	2	退職給与引当金	1
投資その他の資産	8,037,431		
協定銀行貸付金	8,037,430	(負 債 合 計)	8,046,086
敷金・保証金	1		
(繰 延 資 産)	2,162	(欠 損 金)	△ 175
債券発行費	2,107	繰越欠損金	△ 46
債券発行差金	55	当期損失金	△ 128
		(資 本 合 計)	△ 175
資 産 合 計	8,045,911	負 債 ・ 資 本 合 計	8,045,911

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	24,278	(経 常 収 益)	24,149
協定銀行損失補填金	1	協定銀行貸付金利息収入	24,142
一般管理費	109	事業外収益	7
事業外費用	24,166	(当期損失金)	128
借入金利息	22,176		
債券利息	924		
債券事務費	7		
債券発行費償却	1,053		
債券発行差金償却	5		
合 計	24,278	合 計	24,278

(注) 1. 当期損失金128百万円は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年総理府令第67号)第7条第2項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 0百万円

3. 引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

①債券発行費

3年間で均等償却している。

②債券発行差金

債券の償還期限までの期間(4年間)で均等償却している。

(3) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

貸借対照表

(平成12年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	5,065	(流 動 負 債)	23,110
現金・預金	3,060	未払金	23,090
有価証券	1,994	前受収益	20
仮払金	2		
未収収益	8	(固 定 負 債)	3,290,633
未収金	0	退職給与引当金	22
		日本銀行返還条件付拠出金	100,000
(固 定 資 産)	4,299,672	資産見返負担金	233
有形固定資産	122	保証債務	3,190,377
建物	70		
工具・器具・備品	51	(特別法上の引当金等)	1,009,061
無形固定資産	1	金融安定化拠出基金	1,009,061
投資その他の資産	4,299,549	民間拠出金見返	1,007,000
金融安定化拠出基金資産	909,061	運用収入見返	2,061
関係会社株式	200,000		
敷金・保証金	110	(負 債 合 計)	4,322,806
保証債務見返	3,190,377		
		(資 本 金)	5,000
		政府出資金	5,000
		(欠 損 金)	△ 23,067
		積立金	2
		当期損失金	△ 23,070
		(資 本 合 計)	△ 18,067
資 産 合 計	4,304,738	負 債 ・ 資 本 合 計	4,304,738

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

(単位:百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	43,599	(経 常 収 益)	20,590
債権処理会社助成事業費		金融安定化拠出基金戻入	12,354
業務推進助成金	35,430	債権処理会社納付金収入	
国庫納付金	0	譲受債権等回収益納付金収入	0
譲受債権等回収益納付金	0	資産運用収入	
一般管理費	955	金融安定化拠出基金資産運用収入	7,212
金融安定化拠出基金繰入	7,212	特例業務負担金収入	933
		事業外収益	15
(特 別 損 失)	61	資産見返負担金戻入	74
固定資産除却損	61	(当期損失金)	23,070
合 計	43,661	合 計	43,661

(注) 1. 当期損失金23,070百万円は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則(平成8年大蔵省令第34号)第5条第1項の規定により、残高を次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 35百万円

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

(2) 金融安定化拠出基金

債権処理会社への出資、円滑な業務の遂行のための助成金の交付等に充てるため、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号)第9条第1項の規定により、特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関等が拠出する拠出金及び同条第2項の規定により、その運用によって生じた利子収入等を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

Ⅲ．預金保険法等改正の概要

1．預金保険法等改正の目的

最近における金融環境の変化に対応し、我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大し、かつ、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、金融機関について民事再生手続の特例等を設けるほか、特例業務基金に充てるための交付国債の増額及び資金援助の特例の延長等を行い、さらに協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るための所要の措置を講ずる必要があるため、政府は、平成11年12月21日の金融審議会答申及び同月29日の与党政策責任者の間でなされた合意（預金等の全額保護のための特例措置の1年延期）を踏まえた預金保険法等の一部を改正する法律を国会に提出し、平成12年5月24日に当該法律が成立した。

これを受けて、平成13年4月以降の預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度について所要の規定が整備されるとともに、交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の1年延長等の手当が行われることとなった。また、当該特例措置終了に向けての環境整備の一環として協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るため、優先出資の発行が認められるとともに、早期健全化法に基づく資本増強を1年延長する等の手当が行われることとなった。

２．預金保険法等改正の概要

（１）平成１３年４月以降の恒久的な預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度

１）預金保険法の一部改正【恒久措置】

（破綻処理の迅速化）

① 事前準備

金融機関に対して、名寄せに必要な預金者データを整備するとともに、そのデータを機構に迅速に引き継ぐためのシステム対応を図ることが義務付けられた。また、機構から預金等の額を速やかに把握するために資料の提出を求められた場合、磁気テープ等による当該資料の提出が義務付けられた。

② 営業譲渡手続の迅速化・簡素化

営業譲渡等に係る仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度が導入された。また、信用金庫等の総会等の招集手続の特例が設けられた。

③ 営業譲渡等に伴う債権者保護手続等の特例

営業譲渡等に伴う債権者保護手続を事後的に行う制度が導入されたほか、信託業務の承継における受託者更迭手続の特例が設けられた。また、被管理金融機関等からの営業譲渡等においては、根抵当権を確定させずに被担保債権とともに譲渡することができる特例が設けられた。

（注）上記①～③のような破綻処理の迅速化のための手当を行うことから、緊急手続が廃止された。

(破綻処理の多様化)

① 金融整理管財人制度

破綻金融機関の経営権を掌握する公的な管理人（金融整理管財人）制度が導入された。具体的には、内閣総理大臣は、イ)債務超過と認める場合、ロ)預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合、ハ)預金等の払戻しを停止した場合のほか、ニ)金融機関からの申出を受けて債務超過が生ずるおそれがあると認めるときは、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分ができることとなった。

なお、金融機関に対しては、イ)債務超過の場合、ロ)預金等の払戻しを停止するおそれがあるときの届出が義務付けられた。

また、金融整理管財人は、被管理金融機関の経営者又は経営者であった者の破綻の責任を明確にするため、民事上・刑事上の所要の措置をとることとなった。

金融整理管財人による管理は1年以内に終了することとされた（1年の延長可能）。

② 承継銀行制度

受け皿となる金融機関が直ちに現れない場合に対応するために、承継銀行（ブリッジバンク）制度が導入された。具体的には、承継銀行を機構の子会社として設立し、機構が、承継銀行の業務の円滑な実施のために必要な資金の貸付け又は債務の保証のほか、業務の実施により生じた損失の補てんを行うことが可能となった。また、承継銀行の受け皿に対する資金援助が可能となった。

承継銀行の存続期間は2年以内（1年の延長可能）とされた。

③ 資金援助が可能になる場合の拡大

営業の全部譲渡の場合のみでなく、営業の一部譲渡（付保預金の移転を含む）の場合の資金援助、営業譲渡・合併等が行われた後の追加的な資金援助、債権者間の衡平を図るための破綻金融機関に対する資金援助が可能となった。

また、資金援助の一環として、受け皿に対する資本増強及び事後的な損失補てん

(ロスシェアリング)を行うことが可能となった。さらに、株式取得による資金援助の対象に、銀行及び銀行持株会社以外の会社を加えられた。

(金融危機への対応)

- ① 危機的な事態（システミック・リスク）が予想される場合、内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、以下の金融機関の区分に応じそれぞれの例外的措置を講じる必要がある旨の認定を行うことが可能となった。

a) 金融機関(b)の金融機関を除く) 機構による株式等の引受け等(資本増強)

機構による株式等の引受け等の申込みは、認定を受けた金融機関のみが可能。申込みに当たっては、金融機関は経営の健全化のための計画を提出し、内閣総理大臣は資本増強の決定を行う。また、内閣総理大臣は、当該計画の履行状況の報告を求め、これを公表する。

b) 破綻金融機関又は債務超過の金融機関 ペイオフコスト(保険金支払に要すると見込まれる費用)超の資金援助

認定を受けた金融機関に対して、認定後直ちに金融整理管財人による管理の処分を行うとともに、ペイオフコスト超の資金援助が可能となった。

c) 債務超過の破綻銀行 機構による全株式の取得(特別危機管理銀行)

認定と同時に機構が当該認定を受けた銀行の株式を取得することを決定し、官報公告により、機構が当該株式を取得する。また、特別危機管理銀行の新取締役等は、旧経営者の経営の責任を明確にするため、民事上・刑事上の所要の措置をとるほか、受け皿に対するペイオフコスト超の資金援助等が可能となった。

なお、当該措置は、受け皿への営業譲渡等によりできる限り早期に終了させる。

(注) c)の措置は、b)の措置では危機的な事態を回避できない場合にのみ認定することができる。

② 金融危機への対応に係る業務を行うための勘定として、危機対応勘定を設けることとされた。また、機構による当該業務に必要な資金の借入れ又は債券の発行について政府保証を付すことが可能となっている。

③ 例外的措置に係る財源として、事後的に金融機関から負担金の納付を受けることとなっている。また、金融機関の負担だけでは我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるときは、財政措置を講じることが可能となった。

(注) 金融機関の負担金の額は、納付すべき年度の前年度末の全負債の残高を基準に算出する。

(預金保険の付保対象等の改正)

① 金融債（権利者を確知できるものに限る）、公金預金・特殊法人預金、預金利息が新たに付保対象に加えられた（公金預金・特殊法人預金は政令事項）。

(注) 各預金者の保険金の額は、保険金支払限度額までの元本＋その元本に係る利息である。なお、保険金支払限度額は現行水準（１，０００万円、政令事項）に据え置き。

② 協同組織金融機関の連合会が新たに預金保険の対象となった。
(平成１２年度から対象)

③ 保険金支払の場合のみでなく、資金援助の場合にも預金等債権の買取りが可能となった。

④ 保険料の算定基礎が、保険料算定上の対象預金の前年度末残高から前年度中の平均残高に変更された。（法附則により平成１４年度から適用）

(注) 金融機関の経営の健全性に応じた保険料率を導入することも可能となった。

（その他）

- ① 破綻金融機関における保険金相当額までの預金の払戻し及び資産価値減少防止のための破綻金融機関の貸付けを可能とするために、機構から破綻金融機関へ必要となる資金の貸付けができるようになった。
- ② 破綻処理等の円滑な実施を確保するための金融機関に対する報告徴求及び立入検査の規定が設けられた。
- ③ 時限措置である協定銀行（整理回収機構）の受皿機能及び破綻金融機関等からの資産買取りを機構が協定銀行へ委託する制度が、当分の間の措置となった。

２）その他の法律の一部改正【恒久措置】

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

- ① 民事再生法の特例（監督庁による再生手続開始の申立、再生手続における機構の預金者代理権限等）が規定された。
- ② 更生手続又は民事再生手続開始後における保険金相当額までの預金の払戻しが可能となった。

（信託業法の一部改正）

信託財産の受益者保護の観点から、信託会社が信託財産として所有する登録社債及び登録国債について、第三者対抗要件の規定が整備された。

（信用金庫法等の一部改正）

協同組織金融機関の破綻処理方式の多様化を図るため、商法の整理手続を協同組織金融機関に準用できることとなった。

(2) 交付国債の増額

預金保険法の一部改正【時限措置】

機構に交付される国債が、既に交付されている7兆円に追加して、6兆円増額された。

(3) 預金等全額保護の特例措置の延長等

預金保険法の一部改正【時限措置】

- ① 時限措置であるペイオフコスト超の資金援助及び預金等債権の買取りの特例の適用期限が1年延長されて、平成14年3月末までとなった。

(注) 特別保険料の納付期間についても1年延長されたほか、特例業務勘定の廃止についても1年延長されて、平成15年3月末となった。

- ② 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに発生した保険事故(資金援助の特例および預金等債権の買取りの特例が適用される保険事故を除く)に限り、預金等のうち為替取引に用いられる預金等について、その保険金の額を元本及び利息等の合計額とすることとされた。

(注) この間、全額保護する預金については、他の預金よりも高い保険料が求められる(保険料率は、機構の運営委員会において決定)とともに臨時金利調整法(告示)により金利規制が課されることになった。

なお、この結果、預金等の保護の範囲は次のとおりとなる。

a) 平成14年3月末まで 預金等全額保護

b) 平成14年4月から平成15年3月末まで

イ 定期性預金等(定期預金・定期積金、ビック、金融債の一部等)

合算して元本1000万円までとその利息が保護の対象となり、1000万円を超える元本と利息については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払

われる。

- ロ 流動性預金（当座預金、普通預金等） 全額保護
- ハ 対象外の預金等（外貨預金、譲渡性預金、ヒット等）
破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる。

c) 平成15年4月以後

原則に戻り、b)のイ、ロについては合算して元本1000万円までとその利息が保護の対象になり、1000万円を超える元本とその利息およびb)のハについては破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われることになった。

（４）協同組織金融機関の経営基盤強化

１）協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正【恒久措置】

全国を地区とする連合会のみでなく、個別の信用組合、信用金庫、労働金庫その他の協同組織金融機関も優先出資の発行が可能となった。

２）金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正【時限措置】

現在、早期健全化法に基づく資本増強の対象となっている協同組織金融機関のうち上記１）の改正により優先出資の発行が可能となる協同組織金融機関について、資本増強が容易となるよう同法の適用要件が見直されるとともに、その適用期限が1年延長されて、平成14年3月末までとなった。

３）預金保険法の一部改正【時限措置】

平成8年の預金保険法改正前の信用組合の破綻処理に伴い信用組合協会が行っている債権回収業務が、整理回収機構へ円滑に一元化されることとなった。

具体的には、信用組合協会が回収業務を行っている旧破綻信用組合の不良債権を

代物弁済として譲り受けた金融機関から、平成13年3月末までに、当該債権を機構が買い取るとともに、その売却に伴う損失の範囲内で機構が損失を補てんすることができるようになった。

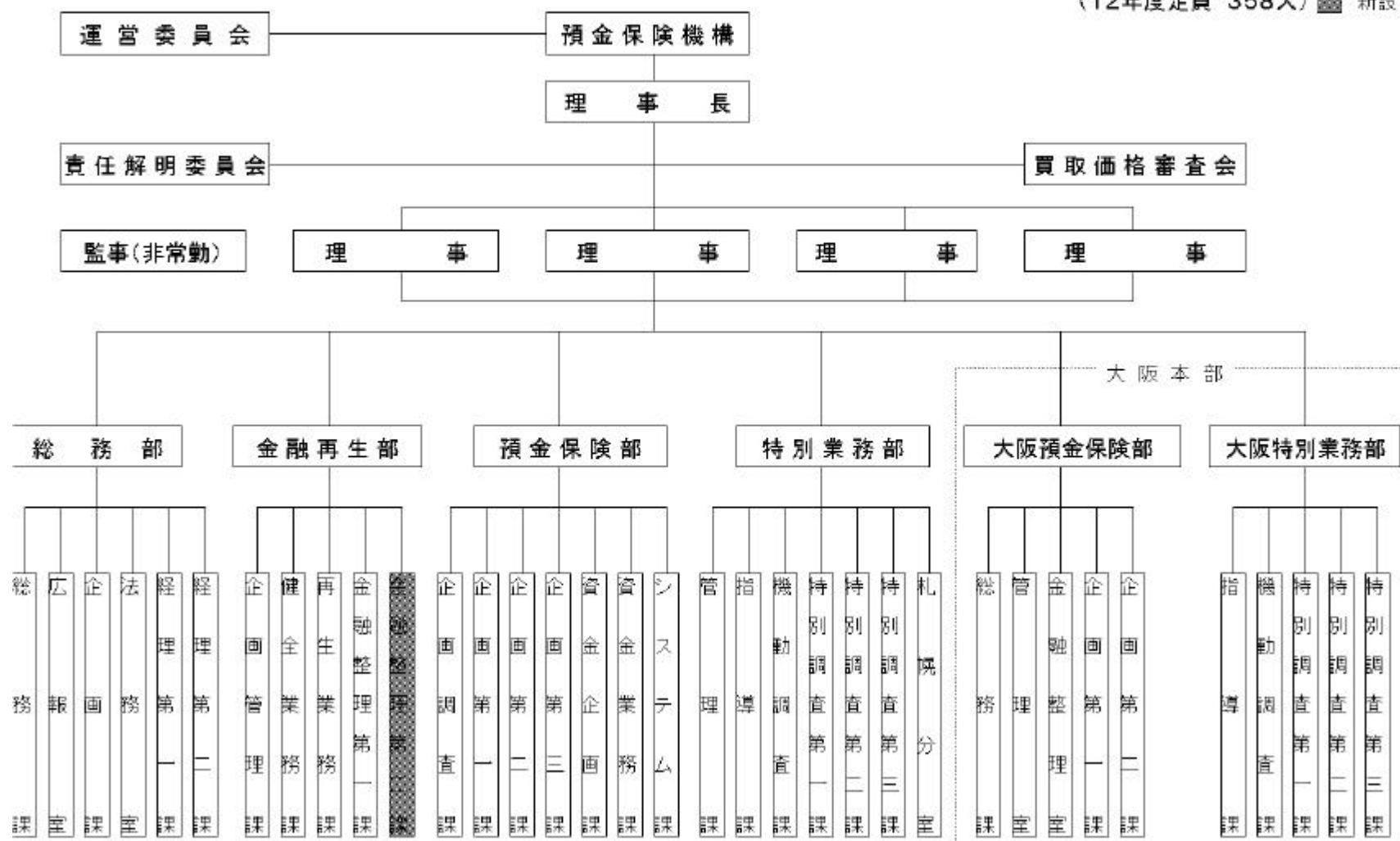
(注) 機構は、資産の買取りを行うことを整理回収機構に委託することができる。

(5) 施行期日

- ① 恒久的な預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度に係る措置、預金等全額保護の特例措置の延長等については、平成13年4月1日から施行。
- ② 協同組織金融機関の連合会を新たに預金保険の対象金融機関とする措置、交付国債の増額、協同組織金融機関の経営基盤強化に関する措置については、平成12年6月30日から施行。

預金保険機構組織図（平成12年4月1日現在）

（12年度定員 358人） 新設



※預金保険部企画第三課は平成12年12月末をもって廃止予定

IV. 資料編

1. 預金保険制度の概要

(1) 預金保険関係

1) 対象金融機関

本制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある次の金融機関^(注)であり(対象金融機関数については、資料編18. 統計資料 第3表「預金保険対象金融機関数の推移」参照)、これらの金融機関が下記2)の対象預金等を受け入れた時点で、機構、金融機関と預金者等の間で自動的に保険関係が成立することとなる。

① 銀行(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行等)、

② 信用金庫、③ 信用組合、④ 労働金庫

(注)・預金保険法等の一部を改正する法律第1条の施行(平成12年6月30日)により、上記①～④の他、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会を対象に加える。

・政府関係金融機関、外国銀行の在日支店は本制度の対象外。

・農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等は農水産業協同組合貯金保険制度に加入。

2) 対象預金等

本制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりである。

① 預金、② 定期積金、③ 掛金、④ 元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む。)

ただし、次の①～⑥の預金等は保険金支払の対象から除外される。

① 外貨預金、② 譲渡性預金、③ 特別国際金融取引勘定において経理された預金(オフショア預金)、④ 国、地方公共団体、公庫・公団その他特殊法人からの預金等、⑤ 日本銀行、対象金融機関等からの預金等、⑥ 機構からの預金等。

3) 保険料

保険金支払やペイオフ・コスト内での資金援助等の業務（一般業務）の原資となる保険料は、前営業年度の末日における預金等を基に算出し、毎営業年度、加入金融機関がその年度開始後3か月以内に機構に納付することが義務づけられている。ただし、平成8年度からは分割納付制度が導入され、その年度に納付する保険料の2分の1相当額を年度開始後3か月以内に、また、残りの2分の1相当額を年度開始後6か月を経過した日から3か月以内に納付することができることと改められた。

保険料率は、機構に設けられている運営委員会で議決のうえ、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けて決定することとなっている（現在 0.048%）。

また、平成8年6月の法改正により、加入金融機関は、平成12年度までの間、特別資金援助の実施等特例業務を行うために設けられた特別勘定（一般金融機関特別勘定、信用協同組合特別勘定＜平成10年2月以降、特例業務勘定に統合＞）の原資として、特別保険料を納付することが義務づけられている。特別保険料の納付時期、算出方法は保険料と同様であるが、特別保険料率は政令で定められる（現在0.036%）ことになっている。

(2) 恒久的措置

1) 保険金・仮払金の支払

(保険金の支払)

機構による保険金支払の原因となる保険事故には、次の2種類があり、保険金の支払は、事故金融機関の預金者等からの請求に基づいて行われる。

第一種保険事故：金融機関の預金等の払戻しの停止

この場合には、機構は事故発生後1か月以内（必要に応じ、さらに1か月の延長も可能）に、運営委員会の議決を経て保険金の支払を行うかどうかを決定する。

第二種保険事故：金融機関の営業免許の取消し、破産の宣告又は解散の決議

この場合には、機構による決定を要することなく、保険金の支払が

行われる。

（保険金の額）

各預金者等に支払われる保険金の額は、その預金者等が事故金融機関に預入している被保険預金等残高の合計額（ただし、保険事故発生の日までに元加されていない経過利息は含まれない。）で、政令により1預金者等当たり1,000万円を限度と定められている（担保預金等については保険金の支払を保留できる。：平成8年6月改正←従来：事故金融機関に対する債務相当額及び第三者のために担保に提供している預金等の額は被保険預金等残高から控除）。

（仮払金の支払）

仮払金は、保険事故が発生し、保険金の支払開始までにかかりの日数を要すると見込まれるような場合、事故金融機関の預金者等の当座の生活資金等に充てるため、預金者等の請求に基づいて支払われるものである。機構が仮払金の支払を行うためには、保険事故発生の日から1週間以内に、運営委員会の議決を経て仮払金を支払う旨の決定をすることが必要とされている。

（仮払金の額）

仮払金は、各預金者等の普通預金残高（元本のみ）について、政令の定めにより1口座につき20万円を限度として支払われる。

なお、後に保険金が支払われることになったときには、この仮払金支払額はその預金者等の保険金の額から控除されることになる。

（保険金、仮払金支払の公告）

保険金あるいは仮払金を支払うことになった場合には、機構は、支払期間、支払場所、支払方法、支払請求手続などを官報、日刊新聞紙に掲載するほか、事故金融機関及び保険金支払業務を委託した金融機関等の店頭への掲示などを行い、預金者等に周

知を図ることが必要とされている。

2) 預金等債権買取り

平成8年6月改正により新たに導入された制度である（平成9年4月1日以降発生した保険事故に係る預金等債権について適用）。

預金等債権の買取りとは、保険事故の発生した金融機関の預金等（利息等を含み、担保預金等に係る元本と利息は除く。）を、預金者等からの請求に基づいて、機構が概算払額（破産手続において弁済を受けることができると見込まれる額等を考慮して決定した率＜概算払率＞を保険事故発生日における預金等の額に乗じた金額）に相当する金額で買い取る制度である。

なお、機構では、買い取った預金等債権の回収額（買取りに要した費用を控除）が概算払額を超えるときは、その超える金額を預金者等に支払うこととされている（精算払）。

（預金等債権の買取りの公告）

機構が預金等債権の買取りを行う場合には、買取期間、買取場所、概算払額の支払方法等を公告し、預金者等に周知を図ることが必要とされている。

3) 預金者代理

平成8年6月21日公布（平成9年4月1日施行）の更生特例法により、機構は、基本的には会社更生法等に則りつつ、破綻した金融機関の更生・破産手続を円滑に進めるため、膨大な数の預金者に代って、更生・破産債権の届出（預金者表を作成のうえ裁判所に提出）、更生計画案に関する議決権の行使などを行うこととなった。

この場合、機構は、代理する預金者等に対して公平誠実義務及び善管注意義務を負う。また、更生計画案に関して議決権を行使しようとするときは、同意しようとする更生計画の内容をあらかじめ預金者等に通知、公告しなければならないこととなっている。

4) 資金援助

資金援助は、金融機関が預金等の払戻しを停止し、又はそのおそれのある状態に陥ったとき、合併等（合併、営業譲渡等又は株式の取得）を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等がある場合に、その合併等を容易にするよう、救済金融機関又は救済銀行持株会社等に対して機構が金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り（破綻金融機関からの買取りを含む。）、債務の保証又は引受けの方法により援助を行うものである。

また、各業態で設けられているいわゆる相互援助制度の運営機関が、このような合併等を援助するため救済金融機関又は救済銀行持株会社等に対して資金の貸付け又は預入れを行う場合、機構は当該運営機関に対して、資金の貸付けもしくは資金の預入れ又は債務の保証による資金援助を行うことができることとなっている。

（資金援助の手順）

金融再生委員会による合併等に関する適格性の認定^{（注）}あるいは合併等のあっせんを受けた救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、機構に対し資金援助の申込みを行うことができる。申込みを受けた機構は、運営委員会の議決（その際、運営委員会は機構の財務状況、資金援助見込額、ペイオフコストを考慮し、機構資産の効率的利用に配慮することとされている。）を経て、資金援助の可否、資金援助の額及び方法等を決定する。機構は、この決定をしたときは、救済金融機関又は救済銀行持株会社等と資金援助に関する契約を締結し、資金援助を実施することとなる。

（注） 適格性の認定は、次の3条件をすべて満たす場合に限り、行うことができることとされている。

- ① 当該合併等が預金者等の保護に資すること。
- ② 機構による資金援助が当該合併等のために不可欠であること。
- ③ 当該合併等が行われずに破綻金融機関が解散等をした場合、当該破綻金融機関が業務を行っている地域、あるいはその分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生じるおそれがあること。

なお、金融再生委員会が適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等を緊急に行わなければ、預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼす等のおそれがあると認めて、緊急性

の認定を行った場合には、緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等の当事者である金融機関（以下「緊急性の認定に係る金融機関」という。）は、金融再生委員会が指定する期日までに合併又は営業譲渡等を実行しなければならない。

その場合、緊急性の認定に係る金融機関の株主総会等の承認手続等は、事後に行われることとなる。

5）責任準備金と借入金及び債券発行

機構では、一般業務に係る経理を「一般勘定」として整理することとなっている。この勘定の責任準備金は、保険金支払や資金援助等に充てられるものであるが、各事業年度において収益が費用を上回った場合は、その差額を当該年度末に積み立て、逆に下回った場合には、その差額を取り崩すこととされている。

また、この勘定においては、政令で定められた金額（平成8年6月以降1兆円、平成11年4月以降2兆円、平成12年4月以降4兆円）の範囲内で日本銀行から資金の借入れをすることができるほか、日本銀行からの借入金を返済するために金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることが認められている。

なお、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の日本銀行、金融機関その他の者からの借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができることとなっており、平成12年度から政府保証措置が講じられている。

（3）特例的措置（なお、平成12年5月24日成立の預金保険法等の改正により、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは、その特例的措置期間が平成12年度末までが13年度末までに延長され、整理回収機構に対する特別措置は当分の間の措置とされている。当該改正の概要は、「Ⅲ－2．預金保険法等の改正の概要」参照）

1）特別資金援助

平成12年度末までの時限的措置として、金融再生委員会及び大蔵大臣が信用秩序

維持のために資金援助の申込みに係る合併等を行うことが必要と認定した場合には、機構は救済金融機関に対しペイオフコストを超える資金援助（特別資金援助）を実施することができることとなった。

２）預金等債権の買取りの特例

前述の預金等債権買取りに係る概算払については、平成１２年度末までの時限的措置として、金融再生委員会及び大蔵大臣が信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率（特別払戻率）を定めた時は、機構は特別払戻率による預金等債権の買取り（特別買取り）を行うことができることになっている。

３）整理回収機構に対する特例措置

平成８年６月の法改正により、機構は、信用組合の破綻処理を円滑に進めるための特例として、破綻した信用組合から譲り受けた事業等の整理回収業務を主たる目的とする整理回収機構と協定を締結し、整理回収機構への出資、借入れに係る債務保証、整理回収業務に係る損失補てん、指導・助言等を行うことができることとなった。

また、機構は、整理回収機構が破綻信用組合から承継・取得した貸付債権等のうち、債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるもの等について、債務者の財産調査を行うことができるほか、その回収に特に専門的な知識を必要とするもの等については、整理回収機構から委託を受けてその取立てを行うことができる。

さらに、平成１０年２月の法改正では、整理回収機構における整理回収業務の目的に、信用組合のみならず一般金融機関からの資産買取り、一般金融機関の受皿銀行としての機能も付与されることとなった。加えて、整理回収機構譲受債権等及び特別資金援助に係る資産買取りにより機構が取得した資産について、機構職員に対し罰則付財産調査権が付与された。

4) 特例措置に伴う財政措置

機構では、特例業務に係る経理を「特例業務勘定」として整理することとなっている。この勘定の責任準備金は、特別資金援助、預金等債権の特別買取り及び協定銀行に対する損失の補てん等に充てられるものである。

また、この勘定においては、政令で定められた金額（平成9年12月以降10兆円）の範囲内で、日本銀行、金融機関その他の者からの資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることが認められている。

なお、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の日本銀行、金融機関その他の者からの借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができることとなっている。

さらに、特例業務勘定にその健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施するために特例業務基金を設置し、この基金に充てるため政府から国債（7兆円）の交付を受けている。この特例業務基金は、特例業務を円滑に実施するため必要があると認めるときは、業務の区分に応じて特例業務基金を使用することができるほか、業務の終了の日において特例業務勘定に累積欠損金があるときに使用することができることとなっている。

なお、特例業務勘定は平成13年度末に廃止することとなっており、その際この勘定に属する資産及び負債については、一般勘定に帰属させることとなっている。

（注）特例業務基金に充てるための政府からの国債については、預金保険法等の一部を改正する法律第1条の施行（平成12年6月30日）により、6兆円が増額され合計13兆円となっている。

2. 預 金 保 険 制 度 の

	昭和46年制度発足時	その後の変更又は追加事項（昭61／7月）	
1. 対象金融機関 [法律]	銀行、相銀＊ 信金、信組		→ 労金が加入
2. 資本金 [認可]	4.5億円 政府 1.5億円 日銀 1.5億円 民間 1.5億円		→ 4.55億円 労金が出資 (0.05億円)
3. 役員 理事長、理事、監事 [(平10/10月)内閣総理大臣任命]	理事長（日銀副総裁） 理事1名 監事1名		→
4. 保険料率 一般[認可] 特別[政令]	0.006%	<昭57年度> → 0.008%	<昭61年度> → 0.012%
5. 保険料納付期日 [法律]	年度開始後3か月以内		→
6. 保険金支払限度額 [政令]	100万円	<昭49/6月> → 300万円	→ 1,000万円
7. 預金設定による支払 [法律]			
8. 仮払金支払制度 [法律] 同限度額 [政令]			導入 20万円
9. 預金等債権買取り制度 [法律]			
10. 預金者代理制度＊＊ [法律]			
11. 資金援助制度 [法律]			導入
12. 金融機関からの 資産買取り [法律]			救済金融機関からの 資産買取り
13. 借入金等（一般勘定） (1) 日銀借入限度額[政令] (2) 日銀借入返済のための 金融機関等借入[法律]	500億円		→ 5,000億円 導入

＊ 相互銀行（相銀）はその後逐次普通銀行に転換（平成5年4月1日、相互銀行法廃止）。
 ＊＊ 「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」（更生特例法）。

拡 充 ・ 整 備 経 過

平成8／6月以降の変更又は追加事項	平成8年6月の法改正により導入された主な特例業務
→	・ 協定銀行に対する出資、損失補てん、債務保証、指導・助言等
→ <平8/7月> 54.55億円 [住専勘定]50億円（政府）	・ 協定銀行が譲り受けた貸付債権等の債務者に対する財産調査、債権取立て
(大蔵大臣任命)→ (内閣総理大臣任命・両議院同意) (平8/6月) (平10/10月) 3名以内 → 4名以内 (平8/6月) (平10/10月)	・ 破綻信用協同組合資産の買取りの協定銀行への業務委託
→	・ 特別資金援助
	・ 預金等債権の特別買取り
	・ 破綻信用協同組合に係る特例業務の実施のための日本銀行又は金融機関等からの借入れに係る政府による債務保証
	・ 特別保険料の収納
	平成9年12月の法改正の主要点等
<平8年度> → 0.048% 導入 0.036% <特例>	・ 資金援助の申込みを行うことが出来る合併等に、新設合併を追加
年度開始後3か月以内、ただし1／2は年度開始6か月後3か月以内で可	・ 特定合併に係る資金援助（時限的措置）
→	・ 特例業務に係る日本銀行等からの借入限度額引上げ（1兆円から10兆円）
導入	平成10年2月の法改正の主要点等
→	・ 一般金融機関及び信用協同組合の各特別勘定の区分を廃止し、特例業務勘定を設置
導入	・ 機構の借入金又は債券に係る債務について政府保証枠10兆円設定
→	・ 整理回収銀行に一般金融機関受皿銀行としての機能拡充
導入(平9/4月)	・ 預金保険機構債券の発行
導入(平9/4月)	・ 罰則付財産調査権について、破綻金融機関の貸付債権の回収業務にも拡大
→	・ 特例業務基金の設置（交付国債7兆円を限度）
破綻金融機関からの資産買取り(平8/6月) → 特別公的管理銀行等からの資産買取り(平10/10月)	平成10年10月制定の金融再生関連法の主要点等
→ 1兆円 → 2兆円 → 4兆円 (平8/6月) (平11/4月) (平12/4月)	・ 金融整理管財人業務を追加
→ 金融機関その他の者(平10/10月)	・ 承継銀行の設立及び経営管理等に関する業務を追加
	・ 特別公的管理に関する業務を追加
	・ 金融機関等の自己資本増強に関する業務を追加
	・ 特別公的管理銀行や承継銀行、金融機関等、資産の買取り対象範囲を拡充
	・ 特別公的管理銀行や承継銀行に対する資金の貸付け等を経理する金融再生勘定（18兆円）の設置
	・ 金融機関等の株式等の引受け等を行う協定銀行に対する資金の貸付けや損失補てん等を経理する金融機能早期健全化勘定（25兆円）の設置

3. 協定銀行、特定協定銀行及び債権処理会社に関する特例措置の拡充・整備経過

(1) 協定銀行関係（預金保険法関係）

平成8年6月預金保険法改正	平成10年2月預金保険法改正	平成10年10月預金保険法改正
・協定銀行に対する出資	変更なし	変更なし
・協定銀行に対する破綻信用組合の資産買取りの委託	・委託の範囲を「破綻金融機関」へ拡大	変更なし
・協定銀行に対する損失の補てん（資産買取りの委託に係るものに限る）	・損失の補てんの範囲を「協定に基づく合併・営業譲受けに係るもの」へ拡大	変更なし
	・協定銀行に対する資金の貸付け	変更なし
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証	変更なし	変更なし
	・協定銀行から納付される金銭の収納	変更なし
・協定銀行に対する指導・助言	変更なし	変更なし
・協定銀行の譲受債権等に係る債務者の財産調査、債権取立て	・債務者の財産調査については、罰則で担保	変更なし
	・債権処理会社に対する取立委託の承認	変更なし
・官庁・公共団体等に対する照会・協力要請	変更なし	変更なし
		・協定銀行と債権処理会社の合併に必要な措置

(2) 特定協定銀行関係（金融機能再生法関係）

平成10年10月金融機能再生法成立
・特定協定銀行に対する金融機関等の資産の買取りの委託
・特定協定銀行に対する損失の補てん
・特定協定銀行に対する資金の貸付け
・特定協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証
・特定協定銀行から納付される金銭の収納
・特定協定銀行の譲受債権等に係る債務者の財産調査（罰則で担保）、債権取立て
・債権処理会社に対する取立委託の承認
・官庁・公共団体等に対する照会・協力要請

(3) 債権処理会社関係（住専法関係）

平成8年6月住専法成立	平成10年4月住専法改正	平成10年10月住専法改正
・債権処理会社に対する出資、助成金の交付、債務保証、指導・助言	変更なし	変更なし
・債権処理会社の譲受債権等に係る債務者の財産調査（罰則で担保）、債権取立て	・罰則付の調査範囲を「第三者担保提供不動産」まで拡大	変更なし
	・協定銀行に対する取立委託の承認	変更なし
・官庁・公共団体等に対する照会・協力要請	変更なし	変更なし
・金融機関等からの借入れ（一般業務とは別枠で住専勘定への政府出資〈50億円〉を限度）	変更なし	変更なし
・政府補助金、日本銀行及び民間金融機関等からの拠出金の受入れ、債権処理会社の回収に係る益金の国庫納付	・債権処理会社の補助金及び回収益金の国庫納付の方法改正（毎事業年度において回収益と2次損失の1/2を相殺後余剰金があれば国庫納付、不足があれば政府補助金に基づく補助金を交付）	変更なし
・政府による連絡協議会の設立	変更なし	変更なし
		・債権処理会社と協定銀行の合併に必要な措置

4. 平成11年度中の主な出来事

	破綻処理業務等	整理回収業務等	金融再生業務及び 金融機能早期健全化 業務等
・11. 4. 1	○阪神銀行とみどり銀行の合併に係る資金援助実施	○預金保険機構札幌分室開設 ○整理回収機構発足 ○整理回収業務に関する協定締結	
・11. 4. 5	○滋賀県信用組合及び滋賀銀行による高島信用組合の事業譲渡受けに係る資金援助実施		
・11. 4. 11			○国民銀行に対する管理を命ずる処分
・11. 4. 16 第116回運営委員会)	○紀陽銀行による和歌山県商工信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(5. 6実施) ○大同信用組合による興和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(5. 17実施)		
・11. 4. 19	○大同信用組合による高島信用組合の事業譲受けに係る資金援助実施		
・11. 5. 22			○幸福銀行に対する管理を命ずる処分
・11. 5. 25 ・11. 5. 26 第117回運営委員会)	○大同信用組合による福寿信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(6. 14実施)	○第1回定例幹部協議会	
・11. 6. 12			○東京相和銀行に対する管理を命ずる処分
・11. 6. 16 第118回運営委員会)	○平成10事業年度決算 ○大阪庶民信用組合による豊和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(6. 28実施)		○第1回買取価格審査会 (買取の基本方針、買取価格算定方法等)
・11. 6. 24 ・11. 6. 28 ・11. 7. 15 第119回運営委員会)	○預金保険機構(東京)新事務所(有楽町)へ移転 ○特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定に係る平成11事業年度予算の変更	○第2回定例幹部協議会	
・11. 7. 28 ・11. 8. 7		○第3回定例幹部協議会	○なみはや銀行に対する管理を命ずる処分
・11. 8. 10 第120回運営委員会)	○日本長期信用銀行に対する特例資金援助決定(8. 16実施) ○大阪庶民信用組合による信用組合大阪弘容の事業譲受けに係る資金援助決定(8. 23実施) ○金融機能早期健全化勘定に係る平成11事業年度予算及び資金計画の変更		
・11. 8. 16			○特例資金援助による長銀不適資産の第1次買取

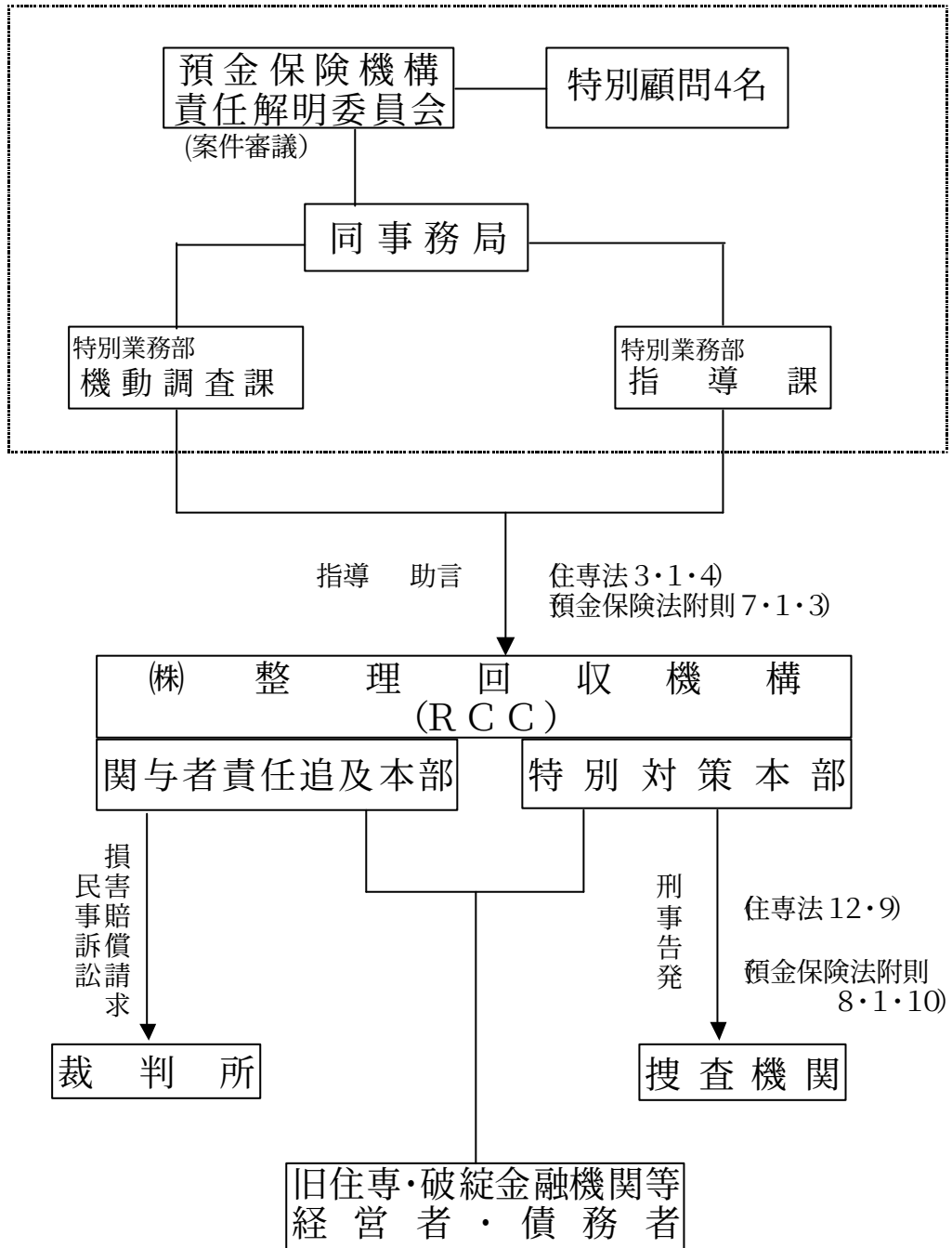
	破綻処理業務等	整理回収業務等	金融再生業務及び 金融機能早期健全化 業務等
・11. 8 25 第121回運営委員会) ・11. 9 9 ・11. 9 16 第122回運営委員会) ・11. 9 22 ・11. 9 28 ・11. 9 29 ・11. 10 2 ・11. 10 13 第123回運営委員会) ・11. 10. 19~20 ・11. 10 21 ・11. 11. 9 第124回運営委員会) ・11. 11 19 ・11. 11 22 ・11. 11 24 ・11. 11 29 ・11. 12 1 第125回運営委員会)	○平成11事業年度予算及び資金計画の変更 ○預金保険法改正に伴う業務方法書変更 ○平成11事業年度予算及び資金計画の変更 ○江東信用組合による東京東和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(10. 25実施) ○日本債券信用銀行に対する特例資金援助決定(11. 22実施) ○八光信用金庫ほか8金庫による不動産信用金庫の事業譲受けに係る資金援助決定(11. 29実施) ○都民信用組合による総武信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(11. 22実施) ○都民信用組合による台東信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(11. 22実施) ○専和信用組合による共同信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(12. 13実施)	○第4回定例幹部協議会 ○第5回定例幹部協議会 ○第6回定例幹部協議会	○第2回買取価格審査会 (11年度上期の一般金融機関からの資産買取) ○長銀譲渡に係る覚書をパートナーズ社及び長銀と締結 ○一般金融機関からの資産買取実施(35金融機関から、債権元本1,384億円) ○早期健全化法に基づく金融機関の資本増強(足利銀行ほか3行に対し2,300億円) ○新潟中央銀行に対する管理を命ずる処分 ○第3回買取価格審査会 (11年度下期以降の一般金融機関からの資産買取価格算定方式の見直し等) ○日南信用金庫に対する管理を命ずる処分 ○特例資金援助による日債銀不適資産の第1次買取 ○早期健全化法に基づく金融機関の資本増強 (足利銀行に対し300億円)

	破綻処理業務等	整理回収業務等	金融再生業務及び 金融機能早期健全化 業務等
・11. 12. 1 ・11. 12. 22 ・11. 12. 24 ・12. 1. 11 ・12. 1. 12 (第126回運営委員会) ・12. 1. 20 ・12. 1. 26 ・12. 2. 2 (第127回運営委員会) ・12. 2. 3～4 ・12. 2. 9 ・12. 2. 16 (第128回運営委員会) ・12. 2. 21 ・12. 2. 23 ・12. 2. 24 ・12. 2. 28 ・12. 2. 29	○専和信用組合による千歳信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(12. 13実施) ○特例業務勘定に係る平成11事業年度予算及び資金計画の変更 ○三栄信用組合による平和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(1. 24実施) ○きのくに信用金庫による紀北信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定(2. 14実施) ○日本長期信用銀行に対する特例資金援助決定(2. 28実施) ○金融再生勘定及び金融機能早期健全化勘定に係る平成11事業年度予算及び資金計画の変更	○第7回定例幹部協議会 ○第8回定例幹部協議会 ○第9回定例幹部協議会	○長銀譲渡に係る基本合意書をパートナーズ社及び長銀と締結 ○国民銀行と八千代銀行との間で営業譲渡に関する基本合意書締結 ○公的資金の返済申出に対する当面の対応方針について」を公表 ○第4回買取価格審査会 (11年度下期(12年2月)の一般金融機関からの資産買取り) ○長銀譲渡に係る最終契約書をパートナーズ社及び長銀と締結 ○東京三菱銀行からの資本注入資金(永久劣後債1千億円)の返済承認(2. 28実施) ○日債銀の譲渡に係る覚書をソフトバンク・グループ3社及び日債銀と締結 ○一般金融機関からの資産買取り実施(3金融機関から、債権元本50億円) ○長銀に対する損失の補てん、長銀保有資産の買取、特例資金援助による長銀不適資産の第2次買取、金銭贈与等の実施 ○早期健全化法に基づく金融機関の資本増強 熊本ファミリー銀行に対し300億円

	破綻処理業務等	整理回収業務等	金融再生業務及び 金融機能早期健全化 業務等
・12 3 1 第129回運営委員会) ・12 3 7 ・12 3 9 ・12 3 27 第130回運営委員会) ・12 3 29 ・12 3 30 ・12 3 31	○岡山相互信用金庫及び岡山信用 金庫が玉野信用金庫と合併するこ とに係る資金援助決定 (3. 13、21実施) ○百五銀行による三重県信用組合 の事業譲受けに係る資金援助決定 (3. 21実施) ○平成12事業年度予算及び資金計 画の決定 ○定款及び業務方法書の変更	○第10回定例常務取締役会議 ○債権処理会社 整理回収 機構)の平成12、13年度 事業計画 資金計画を承認	○長銀株式のパートナーズ社への 譲渡の実施 ○国民銀行と八千代銀行との間で 営業譲渡契約締結 ○第5回買取価格審査会 (11年度下期(12年3月)の一般 金融機関からの資産買取り) ○一般金融機関からの資産買取り 実施(78金融機関から、債権元本 3,076億円) ○早期健全化法に基づく金融機関 の資本増強(日本長期信用銀行 は1行に対し2,850億3,000 万円)

5. 責任追及体制

預金保険機構



6. 告訴・告発状況一覧表

(特別業務部設置から平成12年3月31日まで)

告訴・告発件数

(単位:件)

	預金保険機構 (D I C)	整理回収機構 (R C C)	住宅金融債権 管理機構 (住管機構)	整理回収 銀行 (R C B)	合 計
検 挙 済	7 (16)	35 (68)	75 (147)	21 (33)	138 (264)
告 発 中		3 (10)	2 (3)	2 (4)	7 (17)
合 計	7 (16)	38 (78)	77 (150)	23 (37)	145 (281)

()内は被告発人数

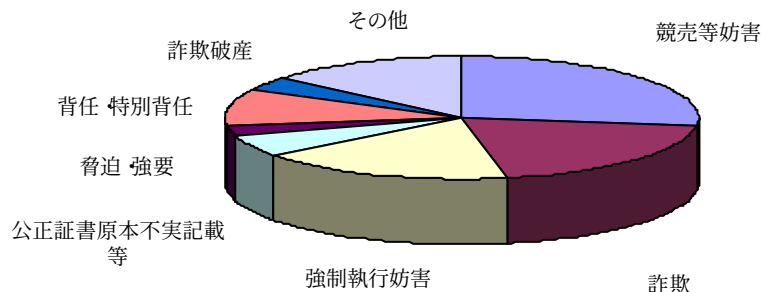
告訴・告発事案の内訳

(単位:件、%)

	預金保険機構 (D I C)	整理回収機構 (R C C)	住宅金融債権 管理機構 (住管機構)	整理回収 銀行 (R C B)	合 計	比率%
借り手に関する事案	1 (2)	34 (66)	77 (150)	14 (19)	126 (237)	86.9
競 売 等 妨 害		9 (16)	27 (49)	3 (7)	39 (72)	26.9
詐 欺		9 (19)	18 (44)	2 (2)	29 (65)	20.0
強 制 執 行 妨 害	1 (2)	6 (13)	15 (36)	4 (5)	26 (56)	17.9
公正証書原本不実記載等		4 (9)	4 (7)		8 (16)	5.5
脅 迫 ・ 強 要		1 (1)	3 (3)		4 (4)	2.8
詐 欺 破 産 ※		3 (6)	1 (1)	1 (1)	5 (8)	3.4
そ の 他		2 (2)	9 (10)	4 (4)	15 (16)	10.3
貸し手に関する事案	6 (14)	4 (12)		9 (18)	19 (44)	13.1
背 任 ・ 特 別 背 任	6 (14)	4 (12)		4 (11)	14 (37)	9.7
そ の 他				5 (7)	5 (7)	3.4
合 計	7 (16)	38 (78)	77 (150)	23 (37)	145 (281)	100.0

※～破産法(第374条)

()内は被告発人数



7. 民事責任追及状況（提訴・調停分）

請求の主体 請求の理由	預金保険機構 (D I C)		整理回収機構 (R C C)		住宅金融債権管理機構 (住管機構)		整理回収銀行 (R C B)	
	件数	請 求 額	件数	請 求 額	件数	請 求 額	件数	請 求 額
経営者責任 (注1)	3	5 億 1,825 万円	7	38 億 9,100 万円	1	35 億 9,500 万円	15	302 億 8,178 万円
紹介者責任			3	(注2)	2	50 億 1,000 万円 (注3)		
計	3	5 億 1,825 万円	10	38 億 9,100 万円	3	86 億 500 万円	15	302 億 8,178 万円

合計 31件 432億9,603万円

(注1) 借り主等に対し、共同不法行為により経営者とともに訴えを提起したものを含む。

(注2) 3件とも民事調停の申立によることから請求額の記載はないが、1件については平成11年11月17日に10億1,200万円で、2件については平成12年3月22日に10億円及び5億円で調停成立した。

(注3) 紹介者責任を原因とする訴訟については、平成11年2月1日に30億円の和解で終局した。

8. 資金援助の実績

(1) 年度別概要

平成12年6月8日現在

(単位：億円)

年度	資金援助 の件数	金銭贈与	貸 付	資産買取	債務引受
平成 4 年度	2件	200	80	-	-
平成 5 年度	2件	459	-	-	-
平成 6 年度	2件	425	-	-	-
平成 7 年度	3件	6,008	-	-	-
平成 8 年度	6件	13,168	-	900	-
平成 9 年度	7件	1,518	-	2,391	40
平成10年度	30件	26,884	-	26,815	-
平成11年度	20件	46,422	-	13,044	-
平成12年度	5件	841	-	391	-
合 計	77件	95,944	80	43,540	40

(注) 金銭贈与額は支払額ベース、貸付、資産買取、債務引受は運営委員会議決ベース
但し、みどり銀行（資産買取10年度、金銭贈与11年度）は、件数のみ10年度計上

(2) 資金援助の実績

平成12年6月8日現在

平成7年度まで

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
1	平成 4. 4. 1	平成 3.10.28	伊予銀行	東邦相互銀行	貸 付 (5年間)	80
2	4.10. 1	4. 6. 1	三和銀行	東洋信用金庫	金銭贈与	200
3	5.10. 1	5. 6.24	岩手銀行	釜石信用金庫	金銭贈与	260
4	5.11. 1	5. 7.28 (5.10.28)	信用組合大阪弘容	大阪府民信用組合	金銭贈与 (増額後)	190 (199)
5	7. 3.13	6.11.25	信用組合関西興銀	信用組合岐阜商銀	金銭贈与	25
6	7. 3.20	7. 2. 9	東京共同銀行	東京協和信用組合 安全信用組合	金銭贈与	400
7	7. 7.31	7. 5.19	神奈川県労働金庫	友愛信用組合	金銭贈与	28
8	8. 1.29	7.12.14	みどり銀行	兵庫銀行	金銭贈与	4,730
9	8. 3.25	8. 2.16	東京共同銀行	コスモ信用組合	金銭贈与	1,250
合 計				9件	貸 付 金銭贈与	80 7,092

平成8年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
10	8. 8.19	8. 6.24 (9. 1.20)	福井銀行	福井県第一信用組合	金銭贈与 (減額後)	6 (5)
11	8. 9.17	8. 8. 7	わかしお銀行	太平洋銀行	金銭贈与	1,170
12	8.11. 5	8.10.28	淡陽信用組合	山陽信用組合	金銭贈与 資産買取	129 33
13	8.11. 5	8.10.28	淡陽信用組合	けんみん大和信用組合	金銭贈与 資産買取	108 38
14	9. 1.20	9. 1. 9	東海銀行	大阪信用組合	金銭贈与 資産買取	1,708 * 829
15	9. 2.24	9. 2.14	整理回収銀行	木津信用組合	金銭贈与	10,048 *
合 計				6件	金銭贈与 資産買取	13,168 900

平成9年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
16	9. 4.21	9. 4.11 (10. 4.24)	整理回収銀行	三福信用組合	金銭贈与 (減額後)	262 (253)
17	9.11. 4	9.10.22	兵庫県信用組合	阪神労働信用組合	金銭贈与 資産買取	37 4
18	9.11.17	9.10.22	福岡銀行	北九州信用組合	金銭贈与 資産買取	40 38
19	9.11.25	9.10.22 (10. 3.30)	横浜銀行	神奈川県信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	192 (189) 232
20	10. 1.26	10. 1.14 (10. 3.30)	紀伊預金管理銀行	阪和銀行	金銭贈与 (減額後) 資産買取 債務引受	814 (806) * 2,083 40
21	10. 1.26	10. 1.14	十六銀行	土岐信用組合	金銭贈与 資産買取	43 11
22	10. 2. 9	10. 1.14 (10. 3.30)	大垣共立銀行	東海信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	155 (150) 23
合 計				7件	金銭贈与 資産買取 債務引受	1,518 2,391 40

平成10年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
23	10. 4.13	10. 3.30 (10. 6.16)	さくら銀行	田辺信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	828 (817) 264
24	10. 5.11	10. 4.24 (11. 4.16)	朝銀近畿信用組合	朝銀大阪信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,683 (2,626) 476
25	10. 8.24	10. 8.10 (11. 6.16)	第一勧業信用組合	通信信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	22 (21) 12
26	10. 9.28	10. 9. 9	池袋信用組合	豊信用組合	金銭贈与 資産買取	100 31
27	10.10. 1	10. 9. 9	{ なみはや銀行 (新設銀行) }	福德銀行 なにわ銀行	資産買取	3,018
28	10.10.19	10.10. 6 (11.11. 9)	住友銀行	西南信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	83 (82) 69
29	10.10.26	10.10. 6 (11. 4.16)	幸 銀行	京都共栄銀行	金銭贈与 (減額後) 資産買取	456 (438) * 581
30	10.11. 9	10.10. 6 (11.10.13)	大東京信用組合	品川信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	171 (170) 100
31	10.11.16	10.10.29 (11. 6.16)	北洋銀行 中央信託銀行	北海道拓殖銀行	金銭贈与 (減額後) 資産買取	17,947 (17,732) * 16,166

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
32	10.11.24	10.11. 9 (11. 5.26)	仙台銀行	徳陽シティ銀行	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,238 (1,194) * 1,695
33	10.11.24	10.11. 9 (11. 5.26)	大阪庶民信用組合	中国信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	49 (48) 23
34	10.11.24	10.11. 9 (11. 5.26)	富士信用組合	六甲信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	76 (74) 79
35	10.12. 7	10.11.25 (12. 1.12)	都民信用組合	豊栄信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	136 (133) 76
36	10.12.14	10.11.25 (11.10.13)	成協信用組合	太平信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	178 (171) 100
37	10.12.21	10.11.25	永代信用組合	東興信用組合	金銭贈与 資産買取	104 109
38	11. 1.11	10.12.18 (11.10.13)	北越銀行	長岡信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	18 (17) 29
39	11. 1.11	10.12.18 (11.10.13)	成協信用組合	大和信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	518 (510) 174
40	11. 1.18	10.12.18 (11. 8.10)	南都銀行	奈良県信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	113 (108) 40
41	11. 1.25	11. 1.11 (11.10.13)	横浜商銀信用組合	静岡商銀信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	162 (160) 22
42	11. 2. 8	11. 1.11	厚木信用組合	湘南信用組合	金銭贈与 資産買取	133 86
43	11. 2. 8	11. 1.11 (11.10.13)	成協信用組合	日本貯蓄信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	230 (226) 90
44	11. 2.15	11. 2. 1 (11. 6.16)	あさひ銀行	西武信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	50 (49) 49
45	11. 2.22	11. 2. 1 (12. 1.12)	川崎信用金庫	神奈川商工信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	128 (124) 99
46	11. 2.22	11. 2. 1 (12. 1.12)	信用組合広島商銀	信用組合山口商銀	金銭贈与 (減額後) 資産買取	203 (203) 112
47	11. 2.22	11. 2. 1 (12. 1.12)	信用組合広島商銀	島根商銀信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	9 (9) 2
48	11. 3. 8	11. 2.23 (11.10.13)	成協信用組合	河内信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	915 (895) 289

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
49	11. 3. 8	11. 2.23	八千代銀行	相模原信用組合	金銭贈与 資産買取	276 249
50	11. 3.23	11. 3. 9	阪神銀行	みどり銀行	資産買取	2,659
51	11. 3.23	11. 3. 9	東京商銀信用組合	埼玉商銀信用組合	金銭贈与 資産買取	367 83
52	11. 3.29	11. 3. 9 (12. 1.12)	信用組合宮城商銀	北海商銀信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	99 (97) * 33
合 計				30件	金銭贈与 資産買取	26,884 26,815

平成11年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
-	11. 4. 1	11. 3. 9 (11.12. 1)	阪神銀行	みどり銀行	金銭贈与 (減額後)	7,901 (7,700)
53	11. 4. 5	11. 3. 9 (11.12. 1)	滋賀県信用組合	高島信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	62 (57) * 27
54	11. 4.19	11. 3.25 (11.12. 1)	大同信用組合	大阪東和信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	123 (118) 37
55	11. 5. 6	11. 4.16 (12. 1.12)	紀陽銀行	和歌山県商工信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,768 (1,738) 425
56	11. 5.17	11. 4.16 (11.12. 1)	大同信用組合	興和信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	353 (346) 122
57	11. 6.14	11. 5.26 (11.12. 1)	大同信用組合	福寿信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	546 (537) 194
58	11. 6.28	11. 6.16 (12. 4.19)	大阪庶民信用組合	豊和信用組合	金銭贈与 (減額後) 資産買取	162 (155) 111
59	11. 8.16	11. 8.10	—————	日本長期信用銀行	資産買取 (第1回)	4,939
60	11. 8.23	11. 8.10 (12. 5.17)	大阪庶民信用組合	信用組合大阪弘容	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,825 (1,825) 534
61	11.10.25	11.10.13	江東信用組合	東京東和信用組合	金銭贈与 資産買取	118 47
62	11.11.22	11.11. 9	—————	日本債券信用銀行	資産買取 (第1回)	2,987
63	11.11.22	11.11. 9	都民信用組合	総武信用組合	金銭贈与 資産買取	66 41
64	11.11.22	11.11. 9	都民信用組合	台東信用組合	金銭贈与 資産買取	72 39

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
65	11.11.29	11.11. 9 (12. 6. 8)	八光信用金庫	不動信用金庫	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 (95) 113
66	11.12.13	11.12. 1	専和信用組合	共同信用組合	金銭贈与 資産買取	441 62
67	11.12.13	11.12. 1	専和信用組合	千歳信用組合	金銭贈与 資産買取	185 38
68	12. 1.24	12. 1.12	三栄信用組合	平和信用組合	金銭贈与 資産買取	69 50
69	12. 2.14	12. 2. 2	きのくに信用金庫	紀北信用組合	金銭贈与 資産買取	141 34
70	12. 2.28	12. 2.16	—————	日本長期信用銀行	金銭贈与 資産買取	32,391 3,048
71	12.3.21 12.3.13	12. 3. 1 (12. 6. 8)	岡山相互信用金庫	玉野信用金庫	金銭贈与 (減額後) 資産買取	315 (311) 99
72	12. 3.21	12. 3. 1	百五銀行	三重県信用組合	金銭贈与 資産買取	114 96
合 計				20件	金銭贈与 資産買取	46,422 13,044

平成12年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金 額 (億円)
73	12. 5.8	12. 4. 19	水戸信用金庫	龍ヶ崎信用金庫	金銭贈与 資産買取	187 124
74	12. 5.22	12. 4. 19	都民信用組合	足立総合信用組合	金銭贈与 資産買取	43 11
75	12. 6. 5	12. 5. 17	興産信用金庫	神田信用金庫	金銭贈与 資産買取	469 166
76	12. 6.12	12. 5. 17	東京都職員信用組合	東京都教育信用組合	金銭贈与 資産買取	116 82
77	12. 6.26	12. 6. 8	福井商銀信用組合	富山商銀信用組合	金銭贈与 資産買取	26 7
合 計				5件	金銭贈与 資産買取	841 391

- (注) 1. 救済金融機関は資金援助申込金融機関
2. 億円未満四捨五入しているため、累計金額、合計金額とも一致しないところがある
3. 金銭贈与は支払額ベース、資産買取、貸付、債務引受は運営委員会議決ベース
4. 金額欄＊印は、資金援助実施日、運営委員会(減額) 議決日以降に運営委員会議決に基づく支払をしたもの
5. No12～26、28、30～36、38～61、63～74は特別資金援助
6. 平成11年度のみどり銀行は平成10年度に資産買取実行のため、金銭贈与額のみ計上

(3) 現在破綻が公表されている案件

平成12年 6月8日現在

破綻公表日	破綻金融機関	救済金融機関
10年 5月15日	信用組合福岡商銀	(仮称)九州商銀信用組合
11年 5月14日	朝銀青森信用組合	朝銀北東信用組合
同	朝銀宮城信用組合	
同	朝銀福井信用組合	朝銀中部信用組合
同	朝銀愛知信用組合	
同	朝銀広島信用組合	朝銀西信用組合
同	朝銀山口信用組合	
同	朝銀島根信用組合	
同	朝銀福岡信用組合	
同	朝銀長崎信用組合	
11年 5月21日	朝銀東京信用組合	朝銀関東信用組合
同	朝銀千葉信用組合	
同	朝銀新潟信用組合	
同	朝銀長野信用組合	
11年10月 8日	富山商銀信用組合	福井商銀信用組合
11年11月12日	小川信用金庫	埼玉縣信用金庫
11年12月10日	松沢信用金庫	昭和信用金庫
12年 1月14日	京都みやこ信用金庫	京都中央信用金庫
同	南京都信用金庫	
12年 1月28日	西相信用金庫	さがみ信用金庫
12年 4月14日	岡山市民信用金庫	おかやま信用金庫
12年 4月21日	わかば信用金庫	東京都下9信用金庫
計	7信用金庫、15信用組合	

被管理金融機関

処分決定日	被管理金融機関	譲受金融機関	備考
11年 4月11日	国民銀行	八千代銀行	12年 1月11日
同	日本信販信用組合	王子信用金庫	11年11月15日
11年 5月22日	幸福銀行	※1 (欄外記載)	12年 5月18日
11年 6月 4日	信用組合大阪商銀	未定	
11年 6月12日	東京相和銀行	未定	
11年 8月 7日	なみはや銀行	大和銀行及び近畿大阪銀行	12年 5月31日
11年10月 2日	新潟中央銀行	未定	
11年10月29日	北兵庫信用組合	みなと銀行	12年 5月26日
11年11月19日	日南信用金庫	未定	
12年 1月26日	振興信用組合	大東京信用組合	12年 3月15日
12年 2月10日	長崎第一信用組合	未定	
12年 3月30日	信用組合高知商銀	信用組合広島商銀	
12年 3月30日	石川商銀信用組合	未定	
12年 5月12日	四国貯蓄信用組合	百十四銀行	12年 5月22日
12年 5月19日	信用組合三重商銀	未定	
計	5銀行、1信金、9信組		

(注) 備考欄は譲受金融機関公表日

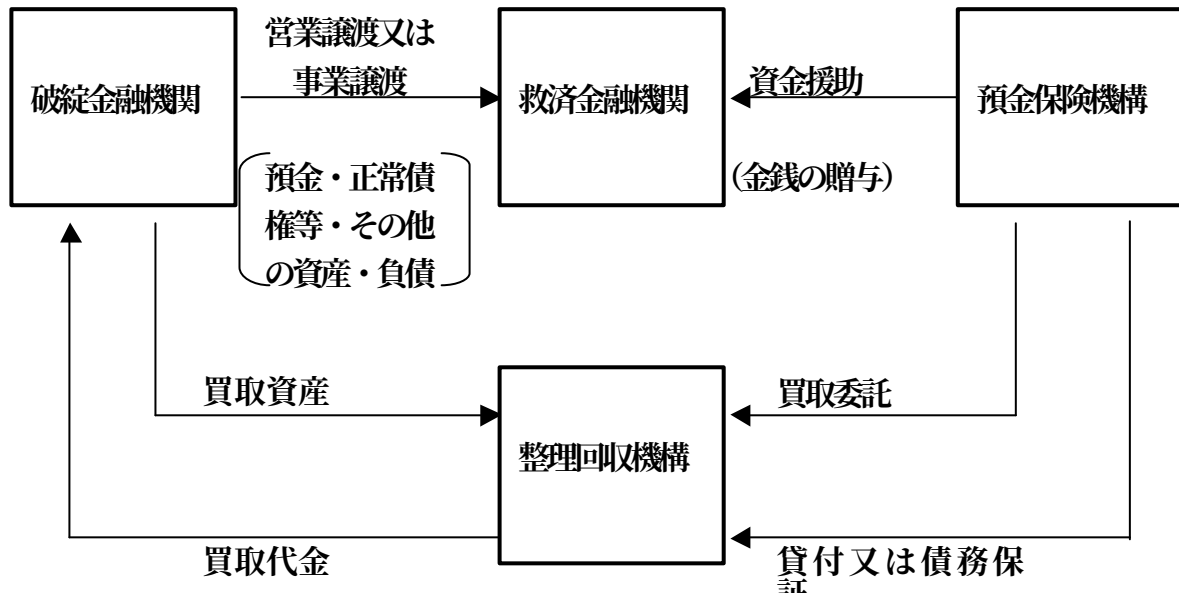
特別公的管理銀行

開始決定日	特別公的管理銀行	備考
10年12月13日	日本債券信用銀行	株式譲渡先(優先交渉先決定 平成12年2月24日) ソフトバンク・グループ
計	1銀行	

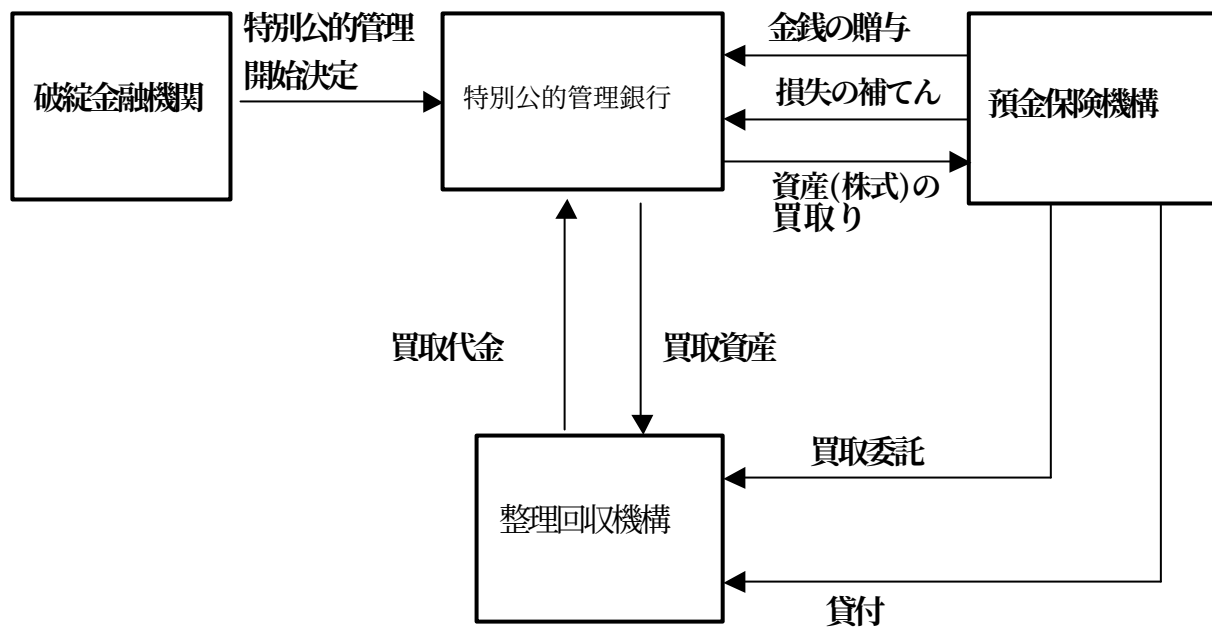
(注) 運営委員会議決済案件は除く。

9. 資金援助スキーム図（平成11年度中）

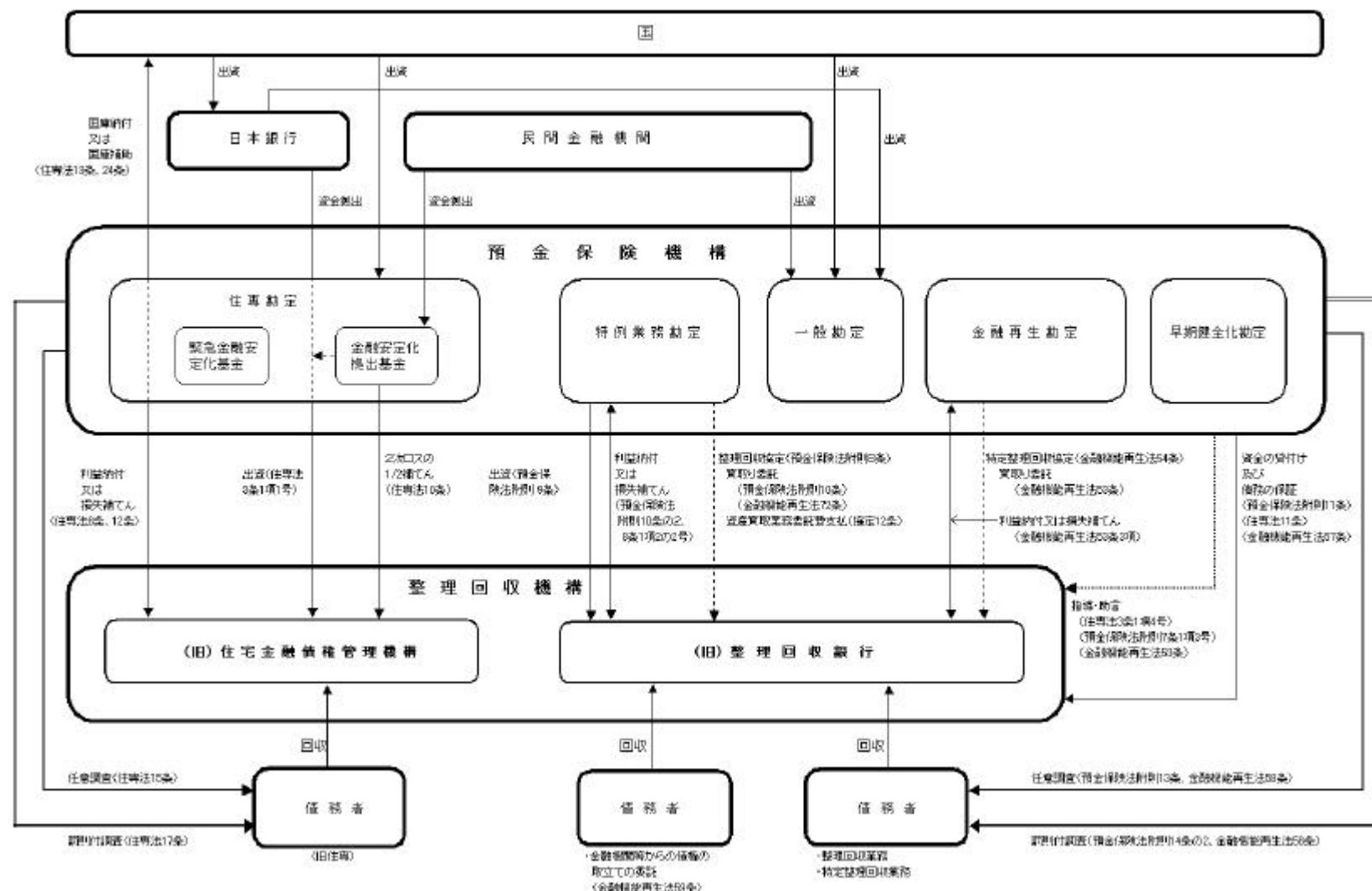
〔通常の資金援助〕



〔特別公的管理銀行の資金援助〕



10. 預金保険機構と整理回収機構の回収業務の関係（概要）



11. 整理回収機構の回収実績

整理回収機構の回収内訳等 総括表)

○ 旧住宅金融債権管理機構

単位: 億円)

	回収額	現金回収	不動産回収		その他	所有不動産 簿価)	所有不動産の売却		所有不動産 売却損益
			任売・競売	代弁・自己競落			件数	売却額	
平成 8年度	2,756								
平成 9年度	6,405								
平成10年度	6,340								
平成 年度 (月末現在)									

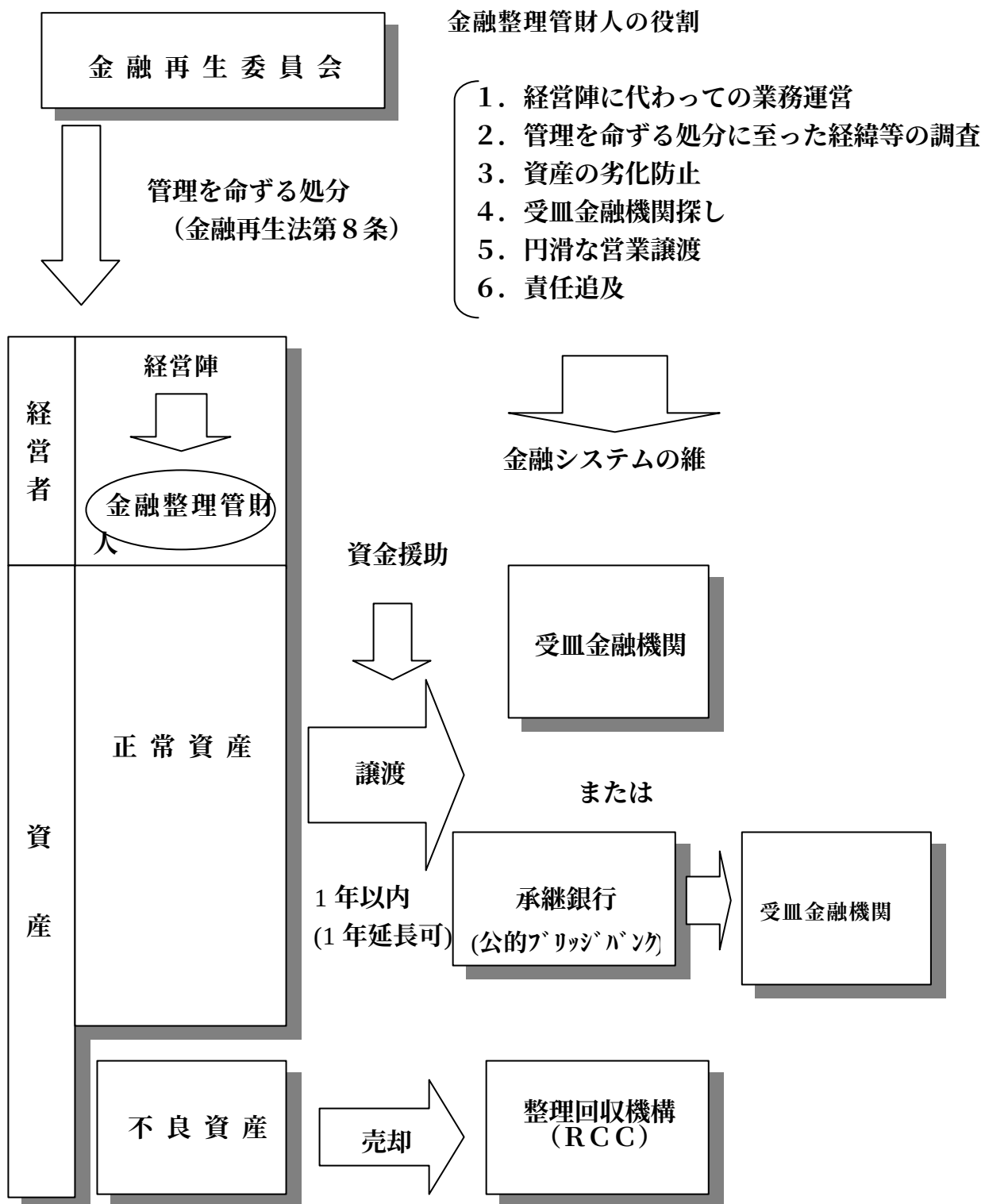
○ 旧整理回収銀行

単位: 億円)

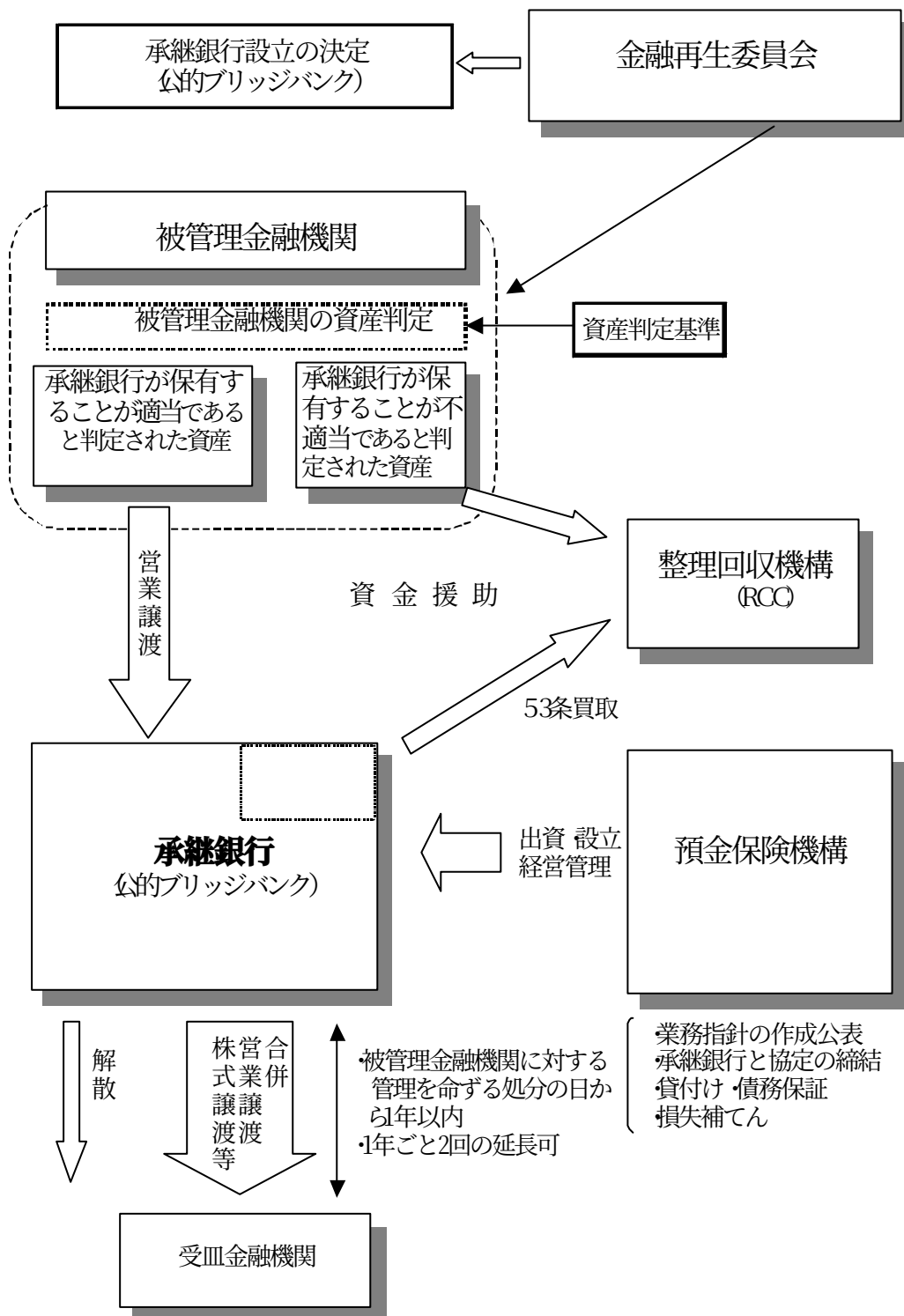
	回収額	現金回収	不動産回収		その他	所有不動産 簿価)	所有不動産の売却		所有不動産 売却損益
			任売・競売	代弁・自己競落			件数	売却額	
平成 8年度	344								
平成 9年度	514								
平成10年度	2,456								
平成 年度 (月末現在)									

12. 金融機能再生法による金融機関の破綻等処理のスキーム

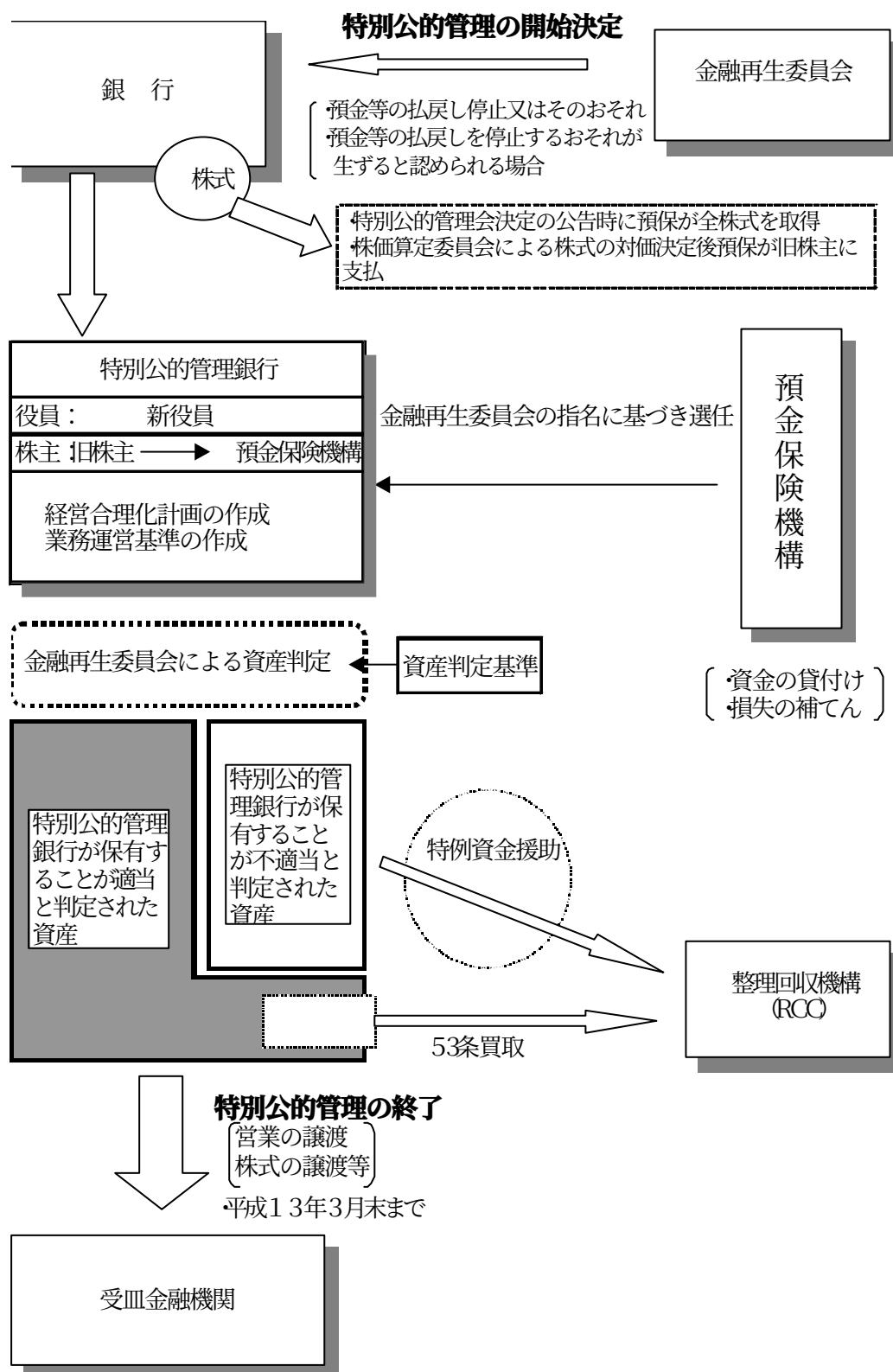
(1) 金融整理管財人に関する業務



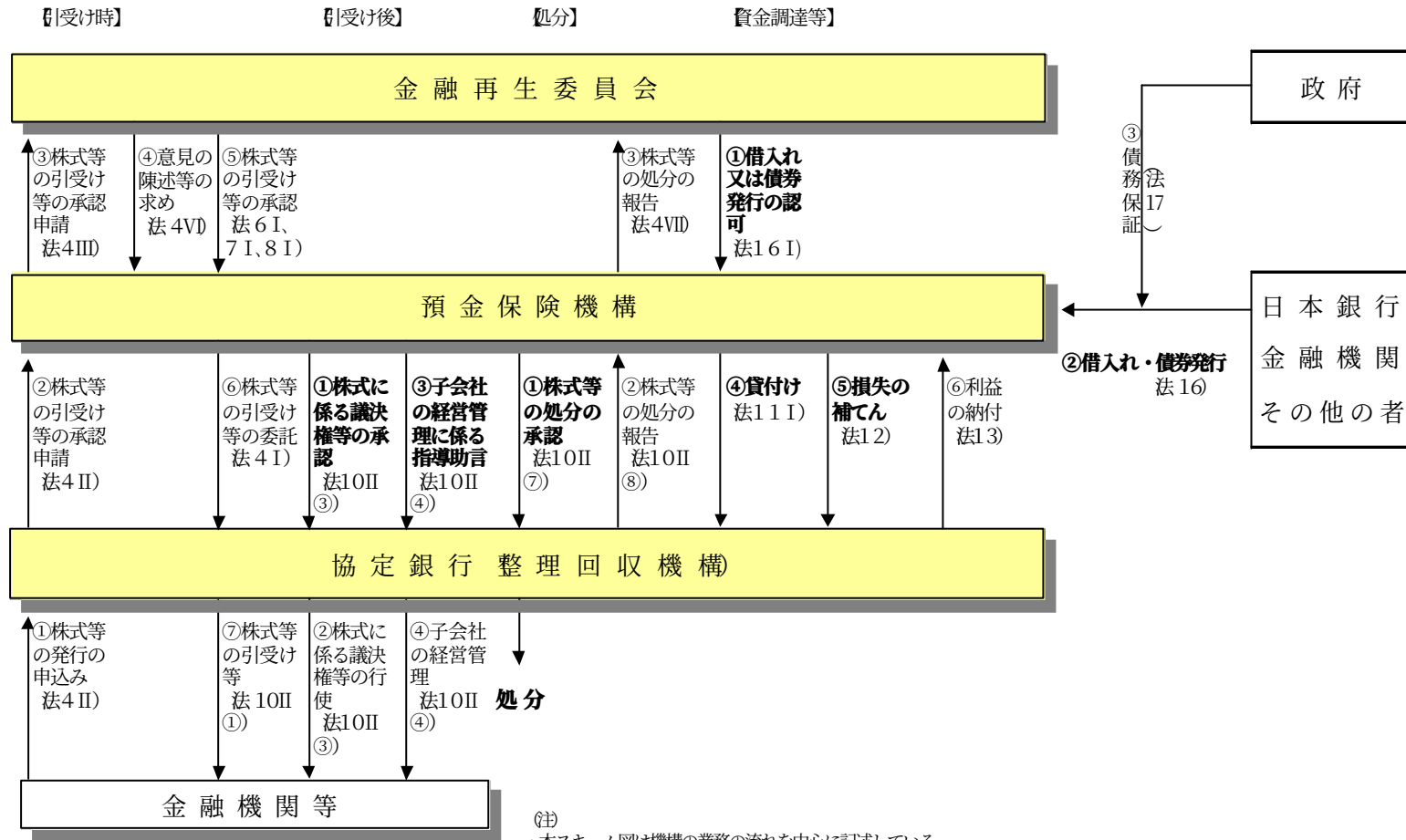
(2) 承継銀行の設立等に関する業務



(3) 特別公的管理銀行に関する業務



1 3. 早期健全化法による金融機関等の資本増強スキーム



(注)

- ・本スキーム図は機構の業務の流れを中心に記述している。
- ・金融再生委員会は、株式等の引受け等の申請に係る審査・承認及び健全化計画の履行状況フォローを行う。
- ・機構は協定銀行への資金の貸付けのほか協定銀行の借入に係る債務の保証を行うことができる。
- ・括弧内は根拠規定であり、「法」は早期健全化法を指す。(ローマ数字は「条」、アラビア数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」)

14. 早期健全化法等に基づく資本増強一覧

第1表 早期健全化法に基づく資本増強一覧（2000年3月31日現在実績）

（億円、％）

銀行名	注 入 年 月	優 先 株 式				劣後債・ローン					
		種類	金額	承認レート	転換開始時期 (注 入 月 起 算)	種類	金額	承認レート	ステップアップ 開始年月	ステップアップ 後のレート	年限
第 一 勧 業 銀 行	1999/3	転換型	2,000	0.41	5年4ヶ月	期限付劣後ローン	1,000	L+0.75	6年目以降	L+125	10年
		転換型	2,000	0.70	6年4ヶ月	期限付劣後ローン	1,000	L+0.75	7年目以降	L+125	11年
		非転換型	3,000	2.38	—	—	—	—	—	—	—
さ く ら 銀 行	1999/3	転換型	8,000	1.37	3年6ヶ月	—	—	—	—	—	—
富 士 銀 行	1999/3	非転換型	3,000	2.10	—	永久劣後債	2,000	L+0.65	6年目以降 11年目以降	L+135 L+215	永久
		転換型	2,500	0.55	7年6ヶ月						
		転換型	2,500	0.40	5年6ヶ月						
住 友 銀 行	1999/3	転換型	2,010	0.35	3年1ヶ月	—	—	—	—	—	—
		転換型	3,000	0.95	6年4ヶ月						
大 和 銀 行	1999/3	転換型	4,080	1.06	3ヶ月	—	—	—	—	—	—
三 和 銀 行	1999/3	転換型	6,000	0.53	2年3ヶ月	永久劣後債	1,000	L+0.34	5年7ヶ月目以降	L+134	永久
東 海 銀 行	1999/3	転換型	3,000	0.93	3年3ヶ月	—	—	—	—	—	—
		転換型	3,000	0.97	4年3ヶ月						
あ さ ひ 銀 行	1999/3	転換型	3,000	1.15	3年3ヶ月	永久劣後ローン	1,000	L+1.04	11年目以降	L+254	永久
		転換型	1,000	1.48	4年3ヶ月						
日 本 興 業 銀 行	1999/3	転換型	1,750	1.40	4年5ヶ月	永久劣後債	2,500	L+0.98	6年目以降	L+148	永久
		転換型	1,750	0.43	4年3ヶ月						
三 井 信 託 銀 行	1999/3	転換型	2,502	1.25	3ヶ月	期限付劣後ローン	1,500	L+1.49	6年目以降	L+199	10年
三 菱 信 託 銀 行	1999/3	転換型	2,000	0.81	4年4ヶ月	永久劣後債	1,000	L+1.75	6年目以降	L+225	永久
住 友 信 託 銀 行	1999/3	転換型	1,000	0.76	2年	期限付劣後債	1,000	L+1.53	8年目以降	L+203	12年
東 洋 信 託 銀 行	1999/3	転換型	2,000	1.15	3ヶ月	—	—	—	—	—	—
中 央 信 託 銀 行	1999/3	転換型	1,500	0.90	3ヶ月	—	—	—	—	—	—
横 浜 銀 行	1999/3	転換型	700	1.13	2年4ヶ月	永久劣後ローン	500	L+1.65	6年目以降	L+215	永久
		転換型	300	1.89	5年4ヶ月	期限付劣後ローン	500	L+1.07	6年目以降	L+157	10年1ヶ月
足 利 銀 行	1999/9	転換型	750	0.94	1年	—	—	—	—	—	—
	1999/11	転換型	300	0.94	1年						
北 陸 銀 行	1999/9	転換型	750	1.54	1年5ヶ月	—	—	—	—	—	—
琉 球 銀 行	1999/9	—	—	—	—	永久劣後債	400	1.50	—	—	永久
広 島 総 合 銀 行	1999/9	転換型	200	1.41	5年	永久劣後ローン	200	L+2.80	6年目以降	L+414	永久
熊本ファミリー銀行	2000/2	転換型	300	1.33	2年6ヶ月	-	-	-	-	-	-
北 海 道 銀 行	2000/3	—	—	—	—	永久劣後債	450	1.16	—	—	永久
日本長期信用銀行	2000/3	転換型	2,400	1.21	5年5ヶ月	—	—	—	—	—	—
合 計			66,292				14,050				

総 合 計 額 80,342

注) 1. Lは6ヶ月プライム

2. 琉球銀行及び北海道銀行の永久劣後債は優先株式への転換権付きであり、ともに2000年7月3日以降、優先株式への転換を請求し得る。

第2表 金融機能安定化法に基づく資本増強一覧

億円、%)

銀行名	注入年月	優先株式				劣後債・ローン				
		種類	金額	承認レート	転換開始時期 (注入月起算)	種類	金額	承認レート (〇は円LIBOR) 0～5年	6年目以降	年限
東京三菱銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債*	1,000	L+0.90%	L+2.40%	永久
第一勧業銀行	1998/3	転換型	990	0.75%	4ヶ月	—	—	—	—	—
さくら銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L+1.20%	L+2.70%	永久
住友銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L+0.90%	L+2.40%	永久
富士銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L+1.10%	L+2.60%	永久
三和銀行	1998/3	—	—	—	—	期限付劣後債	1,000	L+0.55%	L+1.25%	10年
東海銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	1,000	L+0.90%	L+2.40%	永久
あさひ銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	1,000	L+1.00%	L+2.50%	永久
大和銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン***	1,000	L+2.70%	L+2.70%	永久
日本興業銀行	1998/3	—	—	—	—	期限付劣後債	1,000	L+0.55%	L+1.25%	10年
三菱信託銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	500	L+1.10%	L+2.60%	永久
住友信託銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L+1.10%	L+2.60%	永久
三井信託銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L+1.45%	L+2.95%	永久
安田信託銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,500	L+2.45%	L+3.95%	永久
東洋信託銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	500	L+1.10%	L+2.60%	永久
中央信託銀行	1998/3	転換型	320	2.50%	4ヶ月	永久劣後ローン	280	L+2.45%	L+3.95%	永久
横浜銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	200	L+1.10%	L+2.60%	永久
北陸銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	200	L+2.45%	L+3.95%	永久
足利銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	300	L+2.95%	L+4.45%	永久
日本長期信用銀行	1998/3	転換型**	1,300	1.00%	7ヶ月	永久劣後ローン	466	L+2.45%	L+3.95%	永久
日本債券信用銀行	1998/3	転換型**	600	3.00%	7ヶ月	—	—	—	—	—
合計			3,210				14,946			

総合計額

18,156

* 東京三菱銀行永久劣後債は平成12年2月28日、同行により返済（買入消却）されている（返済額1005.6億円）。

** 日本長期信用銀行の優先株1,300億円は、特別公的管理開始決定により、平成10年10月28日に預金保険機構が取得している。

また、日本債券信用銀行の優先株600億円は、特別公的管理開始決定により、平成10年12月17日に預金保険機構が取得している。

*** 大和銀行永久劣後ローンの上乗せ幅は、11年4ヶ月以降3.95%

15. 預金保険機構における資金調達概要（12年度）

	一 般 勘 定	特 例 業 務 勘 定	金 融 再 生 勘 定	金融機能早期健全化勘定
借入れ・債券発行				
根 拠 法 令	預金保険法第42条第1項及び第3項	預金保険法附則第20条1項	金融機能再生法第65条1項	早期健全化法第16条第1項
限 度 額	4兆円（預保法施行令第2条）	10兆円（預金保険法施行令附則第4条）	18兆円（金融機能再生法施行令第13条）	25兆円（早期健全化法施行令第5条）
形 態 （調 達 先）	当 初：①借入れ（日本銀行） 借換時 ①借入れ（金融機関 その他の者） ②債券発行	当 初：①借入れ（日本銀行、金融機関 その他の者） ②債券発行 借換時 ①借入れ（日本銀行、金融機関 その他の者） ②債券発行	当 初：①借入れ（日本銀行、金融機関 その他の者） ②債券発行 借換時：①借入れ（日本銀行、金融機関 その他の者） ②債券発行	当 初 ①借入れ（日本銀行、金融機関 その他の者） ②債券発行 借換時 ①借入れ（日本銀行、金融機関 その他の者） ②債券発行
資 金 使 途	① 保険金の支払 ② 資金援助 ③ 預金等債権の買取り 等	① 特別資金援助 ② 預金等債権の特別買取り ③ 協定銀行に対する損失補てん ④ 協定銀行に対する貸付け 等	① 協定を締結した承継銀行（協定承継銀行）に対する貸付け ② 協定承継銀行に対する損失補てん ③ 特別公的管理銀行の取得株式の対価支払 ④ 特別公的管理銀行に対する貸付け ⑤ 金融機関等からの資産買取り ⑥ 旧金融機能安定化法において行われた協定銀行に対する株式等の引受け等に要する貸付け 等	① 協定銀行に対する株式等の引受等に要する貸付け ② 協定銀行に対する損失補てん 等
政 府 保 証				
根 拠 法 令	預金保険法第42条の2	預金保険法附則第20号第2項	金融機能再生法第66条	早期健全化法第17条
平成12年度の予算 総則計上	国会の議決を経た金額の範囲内 （12年度当初 4兆円）	国会の議決を経た金額の範囲内 （12年度当初 10兆円）	国会の議決を経た金額の範囲内 （12年度当初 18兆円）	国会の議決を経た金額の範囲内 （12年度当初 25兆円）
上記以外の財政的措置				
措 置 内 容		交付国債 13兆円 ^(注) ＜特例業務基金を形成＞		
根 拠 法 令		預金保険法附則第19条の4第2項 同19条の2）		
資 金 使 途		① 特別資金援助 ② 預金等債権の特別買取り ③ 業務終了日における特例業務勘定の 累積欠損金の補てん		
実質的財政措置額	4兆円	23兆円 ^(注)	18兆円	25兆円

注）特例業務勘定における交付国債は、預金保険法等の一部を改正する法律第1条の施行（12年6月30日）により、6兆円増額され7兆円から13兆円となっている。

各年度末における資金調達残高

単位：億円)

年 度 勘 定 名	平成 9年度末	平成 10年度末	平成 11年度末
一般勘定	—	7,605 (6,338)	13,129 (711)
特例業務勘定	5,544 (4,310)	28,074 (18,564)	35,676 (—)
特定住宅金融 専門会社債権 債務処理勘定	—	—	—
金融再生勘定	18,181 (13,461)	48,198 (30,000)	39,243 (—)
金融機能早期 健全化勘定	—	74,625 (11,625)	80,402 (1,978)
うち債券発行 による調達	—	—	6,000
合 計	23,725 (17,771)	158,502 (66,527)	168,450 (2,689)
うち債券発行 による調達	—	—	6,000

- 注) 1 ()書きは、日本銀行からの借入金であり内数である。
- 2 平成10年 2月18日に「一般金融機関特別勘定」と信用協同組合特別勘定」が統合し、「特例業務勘定」となった。
- 3 平成10年10月23日に「金融機能再生緊急措置法」が施行されたことにより、「金融機能安定化緊急措置法」が廃止されることとなった。これに伴い、当該「金融危機管理勘定」が廃止され、その資産及び負債は「金融再生勘定」に帰属することとなった。
- 4 平成11年10月より、金融機能早期健全化勘定において債券発行を実施。

16. 運営委員会の開催状況（平成11年度中）

	月 日	主な議題
第116回運営委員会	4月16日	○紀陽銀行による和歌山県商工信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：和歌山県商工信用組合 ・金銭贈与額：1,768億円 ・資産買取額：435億円 ○大同信用組合による興和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：興和信用組合 ・金銭贈与額：353億円 ・資産買取額：122億円
第117回運営委員会	5月26日	○大同信用組合による福寿信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：福寿信用組合 ・金銭贈与額：546億円 ・資産買取額：194億円
第118回運営委員会	6月16日	○平成10年度預金保険機構決算 ○大阪庶民信用組合による豊和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：豊和信用組合 ・金銭贈与額：162億円 ・資産買取額：111億円
第119回運営委員会	7月15日	○平成11事業年度予算変更
第120回運営委員会	8月10日	○日本長期信用銀行に対する特例資金援助決定 ・資産買取額：4,939億円 ○大阪庶民信用組合による信用組合大阪弘容の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：信用組合大阪弘容 ・金銭贈与額：1,825億円 ・資産買取額：534億円 ○平成11事業年度予算及び資金計画の変更
第121回運営委員会	8月25日	○平成11事業年度予算及び資金計画の変更
第122回運営委員会	9月16日	○業務方法書の変更 ○平成11事業年度予算及び資金計画の変更
第123回運営委員会	10月13日	○江東信用組合による東京東和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：東京東和信用組合 ・金銭贈与額：118億円 ・資産買取額：47億円 ○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更
第124回運営委員会	11月9日	○日本債券信用銀行に対する特例資金援助決定 ・資産買取額：2,987億円 ○八光信用金庫ほか8金庫による不動信用金庫の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：不動信用金庫 ・金銭贈与額：100億円 ・資産買取額：113億円 ○都民信用組合による総武信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：総武信用組合 ・金銭贈与額：66億円 ・資産買取額：41億円 ○都民信用組合による台東信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：台東信用組合 ・金銭贈与額：72億円 ・資産買取額：39億円

	月 日	主な議題
第 124 回運営委員会	11 月 9 日	○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更
第 125 回運営委員会	12 月 1 日	○専和信用組合による共同信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：共同信用組合 ・金銭贈与額：441 億円 ・資産買取額：62 億円 ○専和信用組合による千歳信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：千歳信用組合 ・金銭贈与額：185 億円 ・資産買取額：38 億円 ○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更 ○平成 11 事業年度予算及び資金計画の変更
第 126 回運営委員会	1 月 12 日	○三栄信用組合による平和信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：平和信用組合 ・金銭贈与額：69 億円 ・資産買取額：50 億円 ○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更
第 127 回運営委員会	2 月 2 日	○きのくに信用金庫による紀北信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：紀北信用組合 ・金銭贈与額：141 億円 ・資産買取額：34 億円 ○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更
第 128 回運営委員会	2 月 16 日	○日本長期信用銀行に対する特例資金援助決定 ・金銭贈与額：32,391 億円 ・資産買取額：3,048 億円 ○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更 ○平成 11 事業年度予算及び資金計画の変更
第 129 回運営委員会	3 月 1 日	○岡山相互信用金庫及び岡山信用金庫が玉野信用金庫と合併することに係る資金援助決定 破綻機関：玉野信用金庫 ・金銭贈与額：315 億円 ・資産買取額：99 億円 ○㈱百五銀行による三重県信用組合の事業譲受けに係る資金援助決定 破綻機関：三重県信用組合 ・金銭贈与額：114 億円 ・資産買取額：96 億円 ○当機構の整理回収機構への債務保証限度額の変更
第 130 回運営委員会	3 月 27 日	○平成 12 事業年度予算及び資金計画の決定 ○定款及び業務方法書の変更

17. 運営委員、役員等一覧

平成12年5月31日現在

◎ 運営委員会委員

委員長（理事長）	松田 昇
委員＜五十音順＞	網谷 敏（社団法人全国信用組合中央協会会長）
同	加藤 敬吉（社団法人全国信用金庫協会会長）
同	成田 正路（日本たばこ産業株式会社監査役）
同	西川 善文（全国銀行協会会長）
同	平澤 貞昭（社団法人全国地方銀行協会会長）
同	福田 年勝（三井物産株式会社代表取締役副社長）
同	吉居 時哉（社団法人第二地方銀行協会会長）
同	吉野 直行（慶應義塾大学経済学部教授）
理事	花野 昭男
同	吉田 正弘
同	松田 京司
同	篠原 興

◎ 役員

理事長	松田 昇
理事	花野 昭男
同	吉田 正弘
同	松田 京司
同	篠原 興
監事（非常勤）	高橋 善一郎（元日本公認会計士協会会長）

◎ 機構幹部職員

総務部長	大前 忠
金融再生部長	比護 正史
預金保険部長	中川 洋
特別業務部長	五十嵐 義治
大阪預金保険部長	細田 久雄
大阪特別業務部長	西浦 廣明

(参考)

◎ 責任解明委員会特別顧問

神谷 尚男（元検事総長）
阿部 三郎（元日本弁護士連合会会長）
藤田 耕三（元広島高等裁判所長官）
前田 健治（元警視総監）

◎ 買取価格審査会委員

委員長	藤村 義徳（弁護士）
委員長代理	長場 信夫（不動産鑑定士）
委員	竹原 相光（公認会計士）

18. 統計資料

第1表

年度別収支状況

(一般勘定及び特例業務勘定)

単位:百万円)

年 度	収 入			支 出	差引剰余金	責任準備金等 (年 度 末)
	保 険 料	特例業務基 金 受 入	その他共計			
昭和46年度	2,800	—	3,090	23	3,066	3,066
47	4,560	—	5,030	43	4,987	8,053
48	5,638	—	6,369	40	6,328	14,381
49	6,364	—	7,563	57	7,505	21,887
50	7,214	—	8,958	61	8,896	30,784
51	8,402	—	10,739	69	10,670	41,454
52	9,401	—	12,252	78	12,174	53,629
53	10,571	—	14,024	105	13,919	67,548
54	11,818	—	16,084	95	15,988	83,536
55	12,767	—	18,392	104	18,288	101,825
56	13,631	—	20,314	127	20,187	122,012
57	20,107	—	28,209	119	28,090	150,103
58	21,624	—	31,519	123	31,396	181,500
59	23,232	—	34,769	118	34,651	216,151
60	25,274	—	38,569	134	38,435	254,586
61	40,739	—	55,236	140	55,096	309,683
62	44,195	—	62,015	155	61,860	371,543
63	48,759	—	68,021	143	67,878	439,421
平成元年度	53,757	—	74,333	145	74,187	513,608
2	60,381	—	87,944	156	87,788	601,396
3	63,202	—	95,154	165	94,987	696,384
4	63,149	—	94,411	20,169	74,241	770,626
5	63,792	—	96,081	46,137	49,944	820,570
6	64,972	—	98,140	42,680	55,459	876,030
7	66,643	—	111,581	601,033	△ 489,452	386,578
8	461,993	—	532,744	1,314,429	△ 781,685	△ 395,107
9	462,956	—	464,318	163,229	301,089	△ 94,018
10	465,004	1,199,232	1,675,820	2,769,430	△ 1,093,610	△ 1,187,628
11	480,736	3,645,679	4,216,932	4,926,059	△ 709,127	△ 1,896,755

(注) 1. 平成8年度以降の計数は勘定間収支を除く

2. 各計数は単位未満切捨て

第2表

被保険預金残高と責任準備金の推移

単位 億円、%

年 度 末	対 象 金 融 機 関 預 金 残 高			責 任 準 備 金 等	
	総 預 金	被保険預金	総 預 金 に 対 する 比 率	金 額	被保険預金に 対 する 比 率
昭和46年度	811,947	722,530	89.0	30	0.004
47	1,028,333	908,635	88.4	80	0.009
48	1,163,127	1,041,867	89.6	143	0.014
49	1,298,390	1,166,315	89.8	218	0.019
50	1,506,295	1,361,978	90.4	307	0.023
51	1,694,104	1,536,362	90.7	414	0.027
52	1,898,729	1,720,021	90.6	536	0.031
53	2,134,168	1,929,421	90.4	675	0.035
54	2,355,713	2,098,222	89.1	835	0.040
55	2,551,411	2,271,848	89.0	1,018	0.045
56	2,853,013	2,513,458	88.1	1,220	0.049
57	3,051,152	2,703,014	88.6	1,501	0.056
58	3,314,905	2,904,025	87.6	1,815	0.062
59	3,623,851	3,159,278	87.2	2,161	0.068
60	4,077,602	3,391,086	83.2	2,545	0.075
61	4,538,455	3,667,093	80.8	3,096	0.084
62	5,159,521	4,047,485	78.4	3,715	0.092
63	5,946,267	4,463,968	75.1	4,394	0.098
平成元年度	6,852,420	5,015,977	73.2	5,136	0.102
2	7,034,589	5,266,860	74.9	6,013	0.114
3	6,949,005	5,262,427	75.7	6,963	0.132
4	6,950,136	5,316,070	76.5	7,706	0.145
5	7,049,752	5,414,448	76.8	8,205	0.152
6	7,103,498	5,557,112	78.2	8,760	0.158
7	7,176,043	5,506,005	76.7	3,865	0.070
8	7,134,798	5,512,708	77.3	△ 3,951	-
9	7,057,720	5,563,935	78.8	△ 940	-
10	7,032,599	5,727,299	81.4	△ 11,876	-
11	6,983,820	5,757,174	82.4	△ 18,967	-

(注)1.総預金は、預金（定期積金、掛金、金銭信託、外貨預金等を含む）と譲渡性預金の合計額。

2.被保険預金は、総預金から預金保険法施行令第3条各号の預金等を控除した預金額。

3.平成11年度責任準備金等＝繰越欠損金（一般勘定13,142＋特例業務勘定5,825）

第3表

業態別被保険

年 度 末	銀 行				
	都 銀	地 銀	地 銀Ⅱ	信 託 銀	長 信 銀
昭和46年度	291,887	155,820	72,288	75,116	12,637
47	361,652	197,881	92,459	94,890	17,161
48	390,376	234,971	112,806	107,608	19,287
49	422,095	265,368	130,193	123,123	20,553
50	492,275	309,839	150,886	144,659	24,935
51	549,675	349,357	168,818	168,873	27,538
52	616,978	392,214	189,451	191,583	28,495
53	680,346	447,170	216,149	216,163	29,437
54	716,846	495,561	238,518	235,449	30,907
55	775,501	534,743	257,619	254,979	32,884
56	858,768	594,977	284,712	280,850	35,043
57	909,629	640,991	305,732	314,175	36,305
58	980,934	683,330	324,447	347,616	38,164
59	1,075,850	762,326	331,951	375,228	41,284
60	1,170,486	799,476	344,605	379,637	41,196
61	1,288,293	866,218	370,452	398,136	41,726
62	1,459,750	959,959	400,190	413,042	46,898
63	1,589,598	1,072,074	441,791	460,638	51,540
平成元年度	1,802,093	1,201,684	479,043	503,841	63,691
2	1,848,995	1,252,643	507,226	551,850	56,579
3	1,751,883	1,291,490	516,815	571,262	43,776
4	1,691,690	1,332,504	527,077	593,789	44,691
5	1,696,570	1,370,506	538,795	598,415	43,472
6	1,724,138	1,426,305	557,946	586,288	45,403
7	1,707,172	1,446,151	558,640	528,250	45,475
8	1,687,664	1,471,323	558,179	519,235	45,667
9	1,722,444	1,506,152	555,491	494,825	45,878
10	1,785,083	1,547,720	589,905	494,454	50,901
11	1,814,901	1,604,219	539,327	484,961	45,825

(注)地銀Ⅱは、第二地方銀行協会加盟の地方銀行で、平成3年度までは相互銀行を含む。

昭和62年度までは相互銀行の計数。

預金残高の推移

(単位: 億円)

	信 金	信 組	労 金	合 計	年 度 末
その他共計					
607,750	91,606	23,172	—	722,530	昭和46年度
764,045	116,029	28,560	—	908,635	47
865,050	141,955	34,861	—	1,041,867	48
961,334	163,468	41,512	—	1,166,315	49
1,122,596	190,080	49,301	—	1,361,978	50
1,264,263	216,394	55,704	—	1,536,362	51
1,418,723	239,440	61,857	—	1,720,021	52
1,589,268	270,837	69,315	—	1,929,421	53
1,717,282	303,716	77,223	—	2,098,222	54
1,855,727	331,628	84,492	—	2,271,848	55
2,054,352	366,036	93,070	—	2,513,458	56
2,206,833	394,910	101,270	—	2,703,014	57
2,374,493	420,747	108,784	—	2,904,025	58
2,586,642	456,069	116,566	—	3,159,278	59
2,735,402	484,121	123,722	47,840	3,391,086	60
2,964,827	519,093	131,878	51,294	3,667,093	61
3,279,841	567,384	145,514	54,745	4,047,485	62
3,615,643	625,745	163,494	59,085	4,463,968	63
4,050,355	709,725	191,724	64,171	5,015,977	平成元年度
4,217,296	767,348	213,072	69,142	5,266,860	2
4,175,226	798,761	214,737	73,702	5,262,427	3
4,189,754	829,330	218,542	78,443	5,316,070	4
4,247,760	857,354	225,885	83,448	5,414,448	5
4,340,712	896,321	231,583	88,494	5,557,112	6
4,286,763	912,241	215,127	91,873	5,506,005	7
4,282,069	925,522	209,762	95,353	5,512,708	8
4,324,884	937,257	200,987	100,805	5,563,935	9
4,468,119	961,186	192,674	105,319	5,727,299	10
4,489,267	973,718	184,403	109,784	5,757,174	11

第4表

預金保険対象金融機関数の推移

年 度 末	銀 行						信金	信組	労金	合計
	都銀	地銀	地銀Ⅱ	信託銀	長信銀	その他共計				
昭和46年度	14	61	71	7	3	156	483	524	-	1,163
47	14	63	72	7	3	159	484	508	-	1,151
48	13	63	72	7	3	158	484	498	-	1,140
49	13	63	72	7	3	158	476	492	-	1,126
50	13	63	72	7	3	158	471	489	-	1,118
51	13	63	71	7	3	157	469	488	-	1,114
52	13	63	71	7	3	157	468	490	-	1,115
53	13	63	71	7	3	157	466	486	-	1,109
54	13	63	71	7	3	157	462	484	-	1,103
55	13	63	71	7	3	157	461	476	-	1,094
56	13	63	71	7	3	157	456	474	-	1,087
57	13	63	71	7	3	157	456	469	-	1,082
58	13	63	71	7	3	157	456	469	-	1,082
59	13	64	69	7	3	156	456	462	-	1,074
60	13	64	69	11	3	160	456	449	-	1,065
61	13	64	68	16	3	164	455	447	47	1,113
62	13	64	68	16	3	164	455	440	47	1,106
63	13	64	68	16	3	164	455	419	47	1,085
平成元年度	13	64	68	16	3	164	454	415	47	1,080
2	12	64	68	16	3	163	451	408	47	1,069
3	11	64	68	16	3	162	440	398	47	1,047
4	11	64	66	16	3	160	435	394	47	1,036
5	11	64	65	21	3	164	428	384	47	1,023
6	11	64	65	23	3	167	421	374	47	1,009
7	11	64	65	30	3	174	416	370	47	1,007
8	10	64	65	33	3	176	410	364	47	997
9	10	64	64	33	3	176	401	352	47	976
10	9	64	61	34	3	173	396	323	41	933
11	9	64	60	33	3	171	386	292	41	890

注) 地銀Ⅱは、第二地方銀行協会加盟の地方銀行で、平成3年度までは相互銀行を含む。
昭和62年度までは相互銀行の計数。

19. 預金保険機構の役職別定員の推移

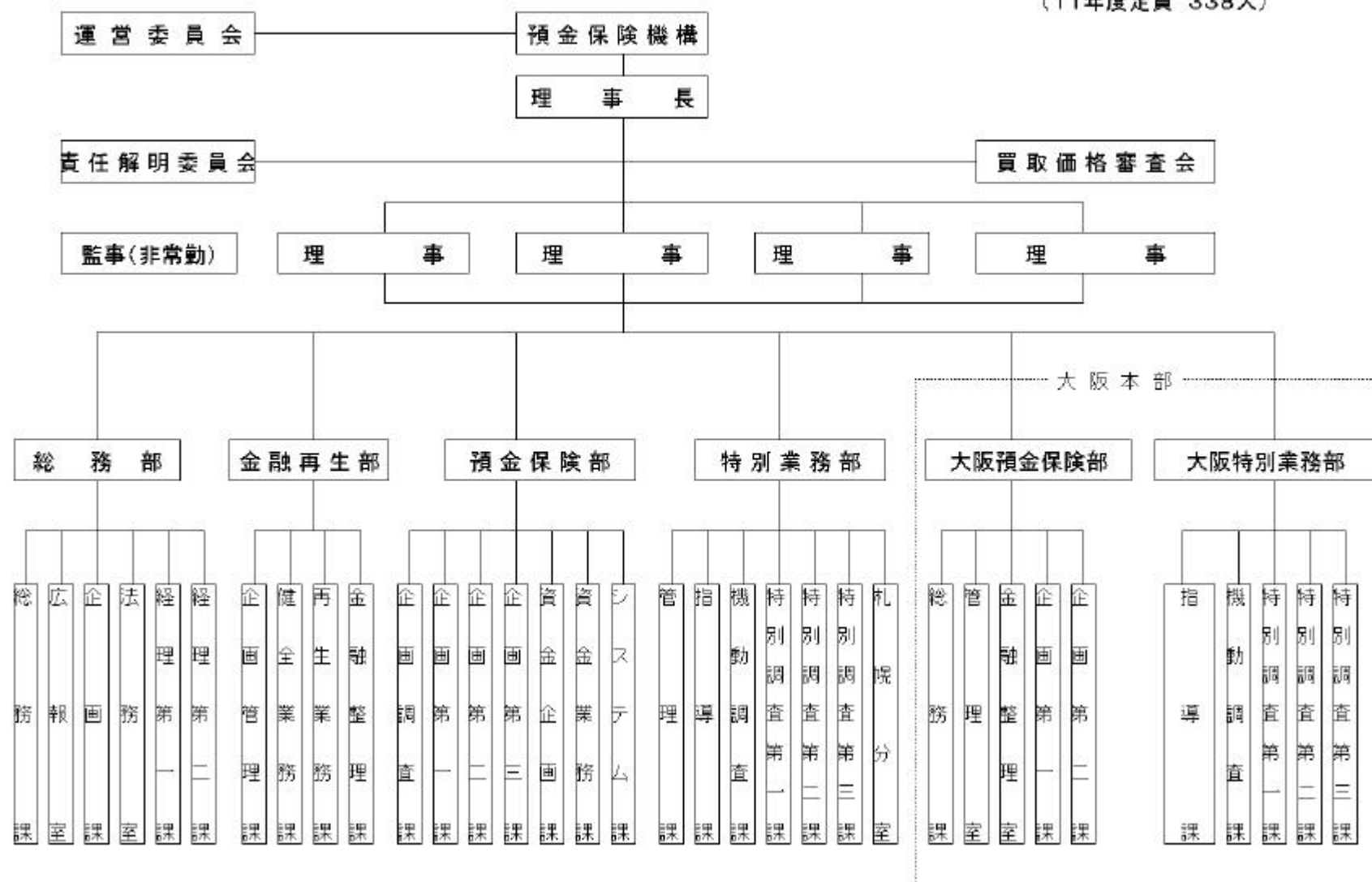
年度	役 員				職 員						対前年度 増 減	備 考
	理事長	理事	監事	計	事務局長	部長	次長	課長	調査役等	計		
46.7 設立	(1)	1	(1)	1	1	0	0	0	10	11	-	
50	(1)	1	(1)	1	1	0	2	0	7	10	△1	
51	(1)	1	(1)	1	1	0	2	0	7	10	-	
52	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	2	
53	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
54	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
55	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
56	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
57	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
58	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
59	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
60	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	8	13	1	
61	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	8	13	-	
62	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	1	
63	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
元	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
2	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
3	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
4	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	1	
5	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	-	
6	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	△1	
7	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	1	
8	1	3	(1)	4	0	4	11	10	94	119	107	
9	1	3	(1)	4	-	7	11	14	155	187	68	
10 当初 変更 後	1	3	(1)	4	-	8	14	27	239	288	101	
	1	4	(1)	5	-	10	16	29	278	333	147	
11	1	4	(1)	5	-	11	16	31	275	333	$\frac{1}{\Delta 1}$	増員 1、定削 1
12	1	4	(1)	5	-	11	16	34	292	353	$\frac{21}{\Delta 1}$	増員21、定削 1

1. ()外書は非常勤

2. 部長には副部長、審議役、次長には審議役、課長には室長、調査役等には総務調査役、上席調査役、主任、課員を含む

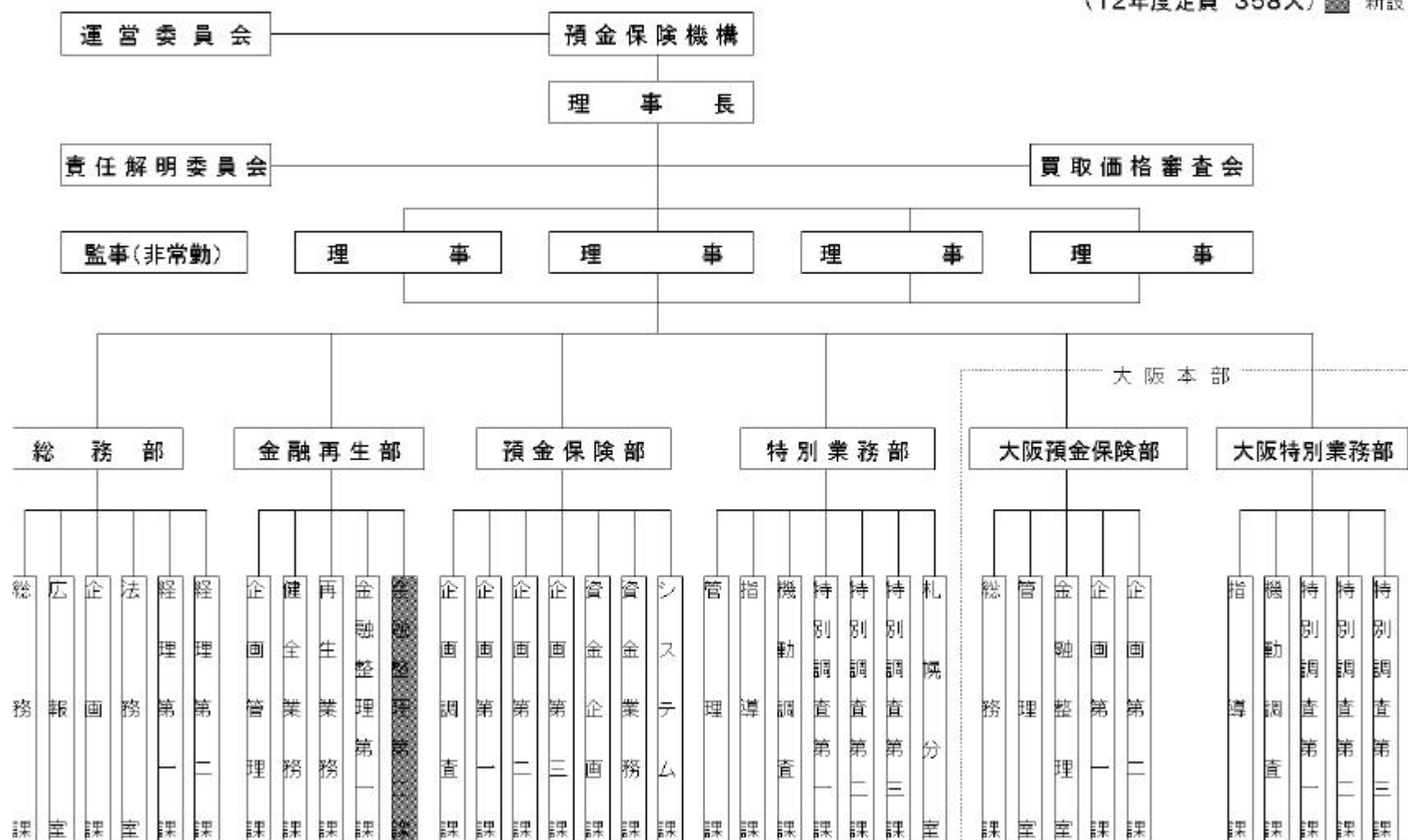
20. 預金保険機構組織図（平成12年3月31日現在）

（11年度定員 338人）



預金保険機構組織図（平成12年4月1日現在）

（12年度定員 358人） 新設



※預金保険部企画第三課は平成12年12月末をもって廃止予定

